

第9回網走川ほか 減災対策協議会  
第9回常呂川 減災対策協議会

令和5年 7月 20日

# これまでの経緯

平成27年9月の関東・東北豪雨では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失により大きな被害が発生。



社会全体で大規模な氾濫の発生に備える  
**「水防災意識社会 再構築ビジョン」**に取り組む

## 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

**<ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

**<ハード対策>** ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。



国、北海道、市町等からなる  
**「減災対策協議会」**を設置



オホーツク圏では国直轄の  
網走川・常呂川・湧別川・渚滑川  
流域で設置



第1回減災対策協議会開催  
(平成28年4月)  
おおむね5年で実施する取組を検討



平成28年8月には東北・北海道を襲った連続台風においても甚大な被害が発生したことから、協議会の取組をさらに加速させるため「大規模氾濫減災対策協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部が改正され、おおむね5年で実施する取組の検討が将来にわたって検討し続けることになった。また、国だけではなく都道府県管理の全ての対象河川において、取組をとりまとめることになった。

- 大規模氾濫減災協議会の創設
- 市町村による水害リスク情報の周知制度の創設
- 要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化
- 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上
- 民間を活用した水防活動の円滑化
- 浸水拡大を抑制する施設等の保全

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現

網走川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「**目標**」及び「**目標達成に向けた3本柱**」とした。

## ■ 5年間で達成すべき目標

網走川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「**長時間続く洪水から地域を守る**」「**迅速・確実な避難**」を目指す。

## ■ 目標達成に向けた3本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

### 流域の関係機関が取組方針

#### **避難行動のための取組**

高速流や広範囲の浸水から人的被害を防ぐための  
**迅速かつ確実な避難行動**

#### **水防活動のための取組**

河岸侵食や浸水被害を最小限にするための  
**迅速かつ確実な水防活動**

#### **排水活動のための取組**

交通途絶、社会経済活動の早期復旧のための  
**迅速かつ確実な水防活動**

常呂川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「**目標**」及び「**目標達成に向けた3本柱**」とした。

## ■ 5年間で達成すべき目標

常呂川流域で発生しうる大規模水害に対し、「**迅速・確実な避難**」「**社会経済被害の最小化**」を目指す。

## ■ 目標達成に向けた3本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

### 流域の関係機関が取組方針

#### **避難行動のための取組**

広範囲・長時間の浸水から人的被害を防ぐための**迅速かつ確実な避難行動**

#### **水防活動のための取組**

避難時間の確保及び都市機能への影響を最小限にするための**迅速かつ確実な水防活動**

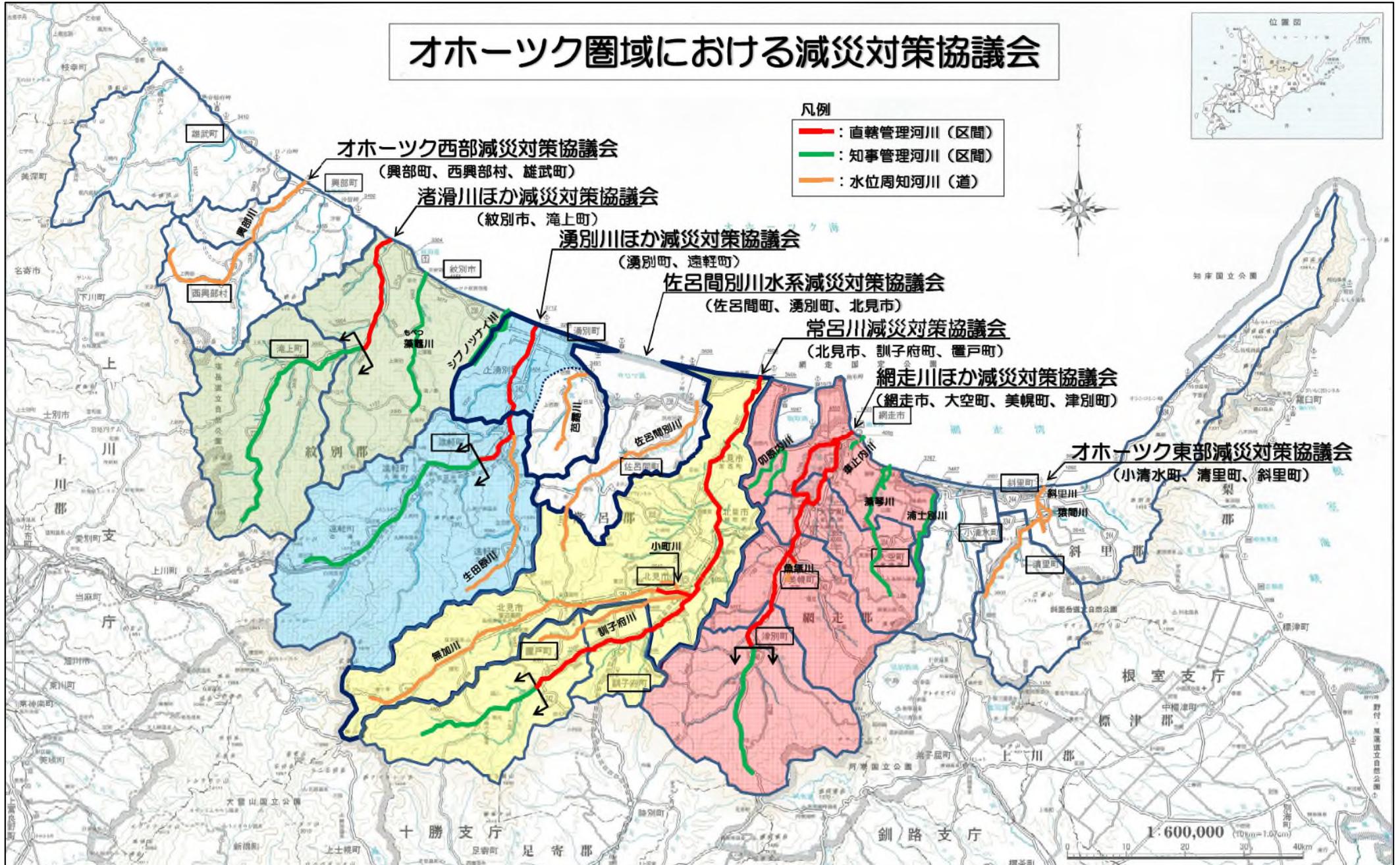
#### **排水活動のための取組**

救助活動や支援受け入れの円滑化、社会経済活動の早期復旧のための**迅速かつ確実な水防活動**

## オホーツク圏域における減災対策協議会

凡例

- 直轄管理河川 (区間)
- 知事管理河川 (区間)
- 水位周知河川 (道)



# 幹事会報告

## 第11回網走川ほか減災対策協議会幹事会

(令和5年2月6日開催)

## 第12回常呂川減災対策協議会幹事会

(令和5年2月22日開催)

### ○令和4年度の取組フォローアップ

- ・「関係機関からの取組内容報告」

### ○令和5年度以降に取り組むべき事項

- ・「R5年度以降の取組項目の確認」



網走川ほか減災対策協議会幹事会(R5.2.6)



常呂川減災対策協議会幹事会(R5.2.22)

# 取組状況のフォローアップ

## ■迅速かつ確実な避難行動のための取組



洪水による堤防決壊時の緊急対策  
シミュレーション検討会を実施  
(網走開発建設部)



災害用ドローン操縦訓練・積み土のう訓練  
(北海道警察 北見方面本部、網走・北見・美幌・遠軽・紋別警察署)



気象台と連携した教養セミナーの開催



重要水防箇所の共同点検を実施  
(網走開発建設部)



各種訓練の場を活用した  
渡河ボートの操作訓練



災害用ドローン操縦訓練

(陸上自衛隊 第6即応機動連隊・第25普通科連隊)

## ■ 迅速かつ確実な避難行動のための取組



避難情報等伝達機器貸与(網走市)



総合防災訓練の実施(美幌町)



防災総合訓練の実施(北見市)



認定こども園避難訓練(訓子府町)



段ボールベッド使用体験  
(置戸町)



避難情報等伝達機器の整備  
IP無線機の拡充  
(津別町)

# フォローアップ (R4年度) 主な取組状況

## ■迅速かつ確実な避難行動のための取組



小学生に対する出前講座  
(段ボールベッドの作成体験)  
(紋別市)



防災マップ更新(大空町)



1日防災学校の様子(濁川小学校)  
(滝上町)



非常災害時における情報伝達手段の多重化  
(湧別町)



遠軽町芸術文化交流プラザを新たな防災拠点として  
使用要領の検討開始(遠軽町)

# フォローアップ (R4年度) 主な取組状況

## ■迅速かつ確実な水防活動のための取組

- ・水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発(網走地方気象台)



気象防災ワークショップ



警察官を対象とした教養セミナー



津別中 1日防災学校

- ・危機管理型ハード対策(オホーツク総合振興局)



河道掘削の実施(ポンニコロ川)



着手前

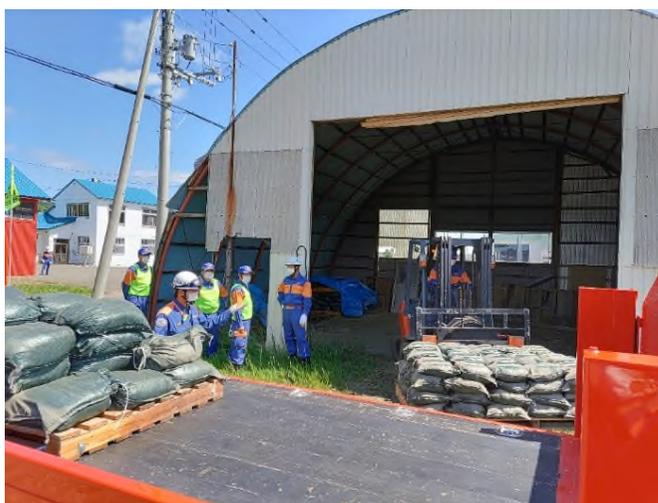


完了後

堤防天端保護の実施(生田原川)

# フォローアップ (R4年度) 主な取組状況

## ■ 迅速かつ確実な水防活動のための取組



水防活動の担い手となる  
消防団員の実動訓練



消防団幹部を中心とした募集活動

(網走・北見・遠軽・紋別地区消防組合消防本部、美幌・津別広域事務組合)



一級河川水防連絡協議会地方部会が実施する  
合同巡視への参加

## ■ 効率的・効果的な排水活動のための取組

・防災活動のためのハード整備及び有効活用の取組(網走開発建設部)



災害対策車操作訓練



ポンプ車排水訓練



排水状況



照明車操作訓練

# 情報提供

**① 台風第2号及び前線による大雨の被害  
と国土交通省の対応**

災	害	情	報
令	和	5	年
6	月	19	日
11:00	現在		
国	土	交	通
省			

## 台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による被害状況等について (第13報)

※ これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

### 1 気象状況 気象庁発表

- 台風第2号が5月31日から6月2日にかけて沖縄地方にかなり接近した。台風により、沖縄・奄美では大雨となった所があり、非常に強い風が吹いて、海上は猛烈なしけとなった。
- 梅雨前線が1日から3日午前中にかけて本州付近に停滞した。前線に向かって台風周辺の非常に暖かく湿った空気が流れ込んだため、2日には前線の活動が活発になった。
- 西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、高知県、和歌山県、奈良県、三重県、愛知県、静岡県で線状降水帯が発生した。1時間に80ミリ以上の猛烈な雨が降り、1時間降水量が観測史上1位の値を更新した地点があった。また、降り始めからの雨量は東海地方で500ミリを超えたほか、四国地方、近畿地方、関東地方でも400ミリを超え、平年の6月の月降水量の2倍を超えた地点があった。

### 2 体制等

- 警戒体制：気象庁
- 注意体制：本省、関東地整、中部運輸、国総研、地理院

### 3 一般被害情報 (消防庁 HP 6/12 10:00 時点)

#### ○人的被害

- ・死者 6 人 (静岡 2、愛知 1、和歌山 2、沖縄 1)
- ・行方不明者 1 人 (和歌山 1)
- ・重傷 5 人 (神奈川 2、山梨 2、和歌山 1)

#### ○住家被害

- ・全壊 12 棟 (静岡 5、愛知県 1、奈良 1、和歌山 5)
- ・半壊 28 棟 (静岡 1、奈良 1、和歌山 26)
- ・床上浸水 2,419 棟 (茨城県 474、埼玉県 748、千葉県 3、静岡県 174、愛知県 177、奈良県 4、和歌山県 838、高知県 1)

### 4 被害情報等

#### (1) 河川 (6/19 9:00 時点)

28 水系 44 河川にて氾濫。

#### ○国管理河川 (3 水系 3 河川)

- ・大和川水系大和川で溢水に伴う道路の冠水、那賀川水系桑野川で無堤

部の田畑の冠水、豊川水系豊川で霞堤部の浸水を確認(既に解消済み)。

- ・その他、内水被害については調査中。

#### ○都道府県管理河川 (9 都府県 27 水系 41 河川)

- ・愛知県管理の豊川水系善光寺川では、流入先の豊川放水路の水位上昇に伴い氾濫が発生し、大規模な浸水被害が発生(既に解消済み)。
- ・静岡県管理の太田川水系敷地川において、昨年の災害からの仮復旧のための大型土のうが流出・決壊し、浸水被害が発生(既に浸水は解消し、決壊箇所の締切完了済み)。
- ・その他、内水被害等については調査中。

### (2) ダム

- 洪水調節 (事前放流を含む) を実施 158 ダム
- 158 ダムのうち、事前放流の基準に達したダム 116 ダム
  - ・事前放流を実施 55 ダム (うち、利水ダム 26)
  - ・すでに事前放流の容量を確保 61 ダム (うち、利水ダム 42)

### (3) 砂防

#### ○土砂災害 (6/19 10:00 時点)

- ・308 件 (福島県 2、千葉県 11、神奈川県 29、山梨県 1、長野県 6、岐阜県 6、静岡県 51、愛知県 39、三重県 4、滋賀県 1、大阪府 6、兵庫県 3、奈良県 6、和歌山県 127、徳島県 2、高知県 12、宮崎県 2)
- 人的被害 死者 1 名 (静岡県 (浜松市) 1)
- 負傷者 1 名 (静岡県 (浜松市) 1)
- 人家被害 全壊 9 戸 (静岡県 3、愛知県 1、和歌山県 5)
- 一部損壊 73 戸 (千葉県 3、神奈川県 1、長野県 2、静岡県 8、愛知県 3、大阪府 3、奈良県 3、兵庫県 1、和歌山県 47、高知県 2)

#### ○土砂災害警戒情報

22 都府県 270 市区町村に発表

(福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県)

※全て解除済み

### (4) 道路 (6/19 9:00 時点)

#### ○高速道路

被災による通行止め：なし

雨量基準超過等による通行止め：なし

## 台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)



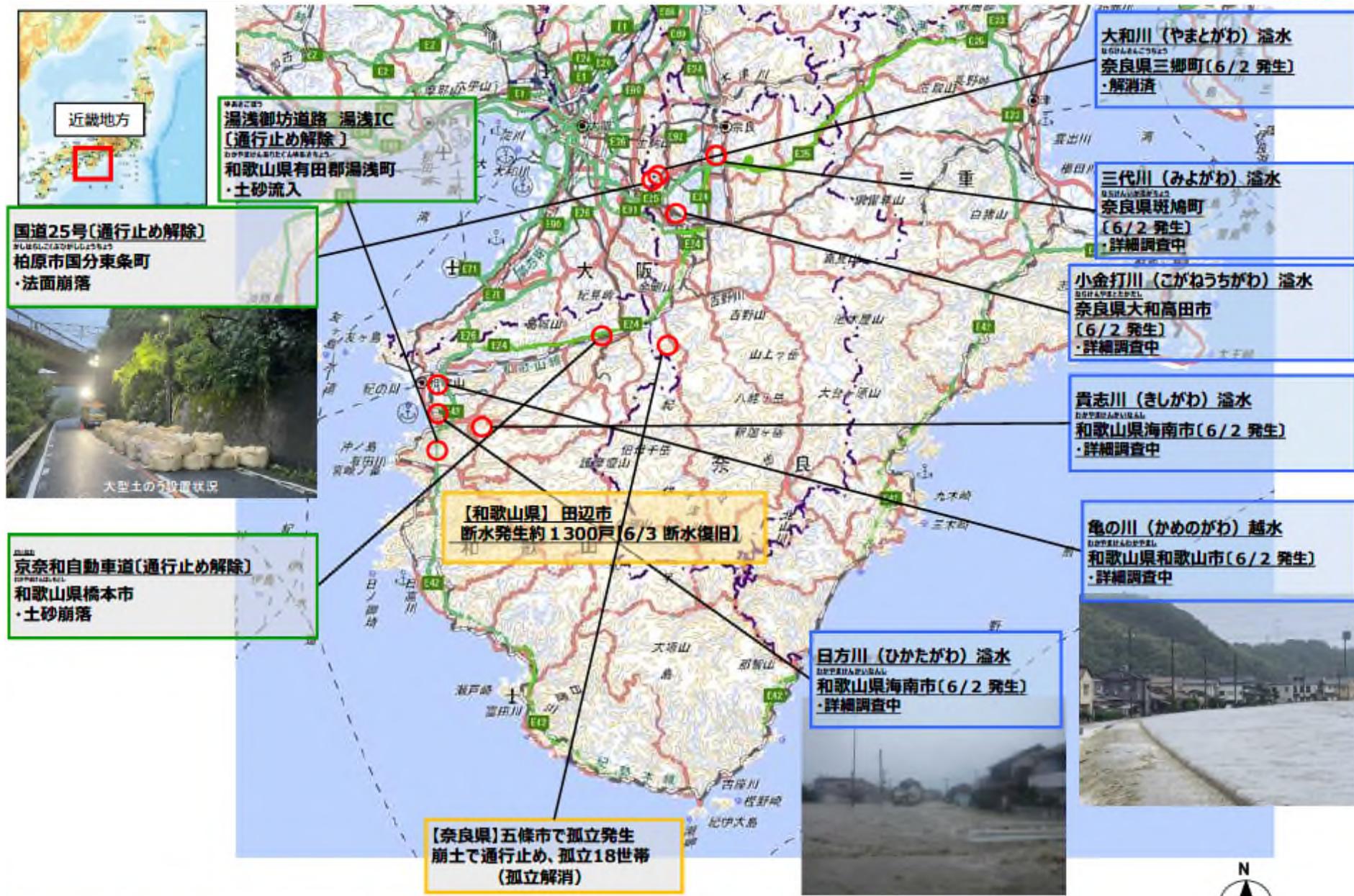
## 台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)



## 台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)

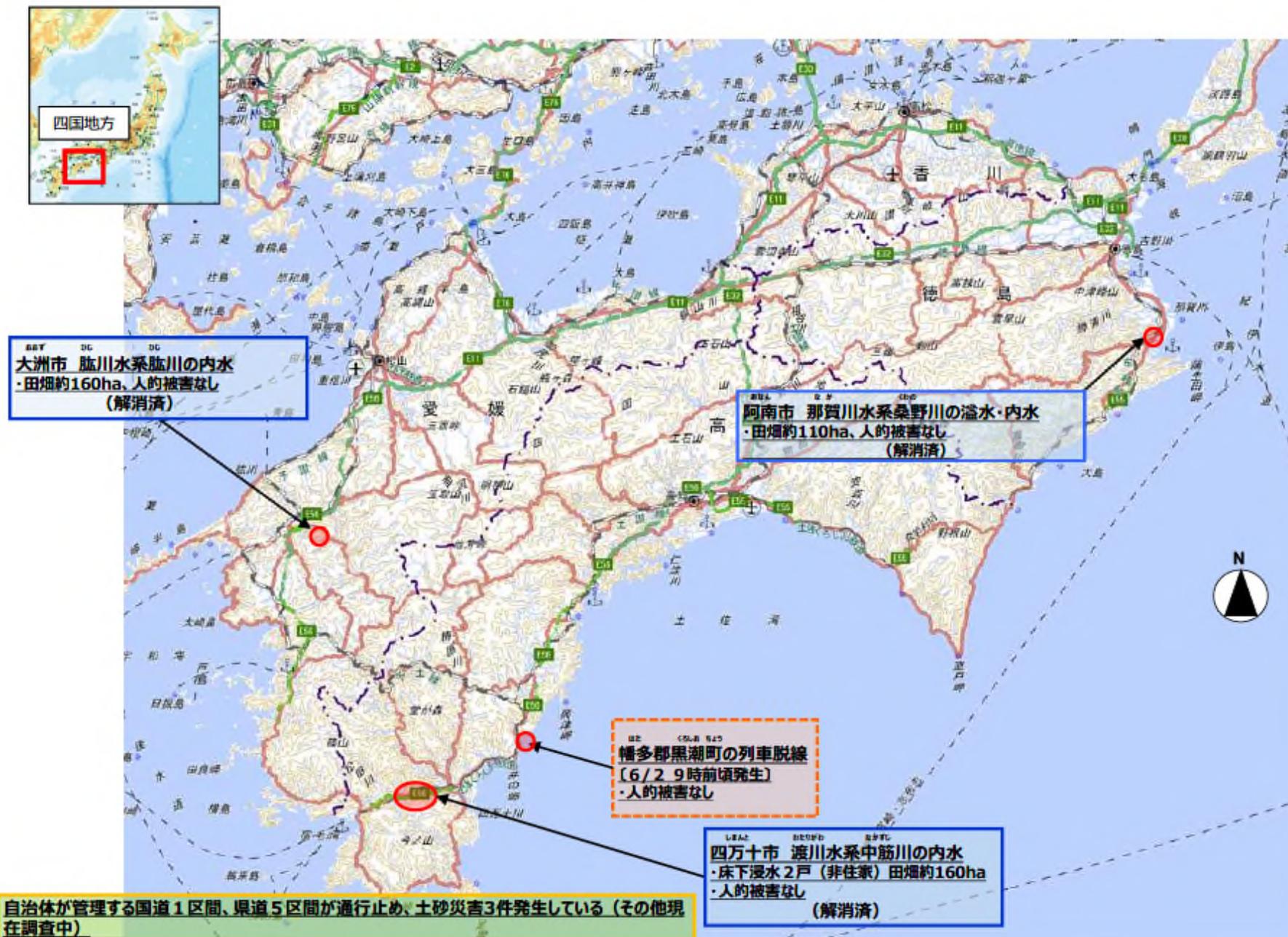


自治体が管理する国道6区間、府県道29区間が通行止め、土砂災害46件発生している (その他現在調査中)



## 台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)



## 令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風2号に伴う鉄道の主な被害について 国土交通省 中部エリア

令和5年6月6日7時00分時点



## 令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風2号に伴う鉄道の主な被害について 国土交通省

近畿及び四国エリア

令和5年6月6日7時00分時点



○台風2号の影響により本州付近に停滞した梅雨前線が活発となり、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、高知県、和歌山県、奈良県、三重県、愛知県、静岡県で線状降水帯が発生。

この影響で、各地で土砂崩れや浸水の被害が発生した。

○国土交通省では、関東、中部、近畿、四国地方の地方公共団体へ**TEC-FORCE**等を派遣し、リエゾン活動、気象解説(JETT)、応急対策、被災状況調査などの自治体支援を実施。

・派遣人数  
のべ **84人**・日  
・災害対策用機械  
のべ **189台**・日

## ■リエゾン、JETTによる情報支援等

○リエゾンによる自治体から支援ニーズの聞き取り、支援内容の調整、JETTによる気象情報の提供等を実施



県知事に気象情報を提供(三重県庁)

## ■災害対策用機械による支援活動

○各地で発生した浸水の排除を実施



排水活動(埼玉県松伏町)

## ■防災ヘリによる広域被災調査

○土砂災害、浸水状況を調査し、調査映像を自治体等と共有



防災ヘリによる調査(東京都町田市)

防災ヘリによる調査(埼玉県越谷市)



千葉県印西市 北千葉第一機場 鉄塔  
排水活動(千葉県印西市)

② 6月29日からの大雨による被害  
と国土交通省の対応

災 害 情 報
令和 5 年 7 月 7 日 08:45 現在
国 土 交 通 省

## 6月29日からの大雨に関する被害状況等について（第11報）

※ これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

### 1 気象状況 気象庁発表（7/7 6:00時点）

- 6月28日から7月6日にかけては、活動の活発な梅雨前線や上空の寒気の影響で、沖縄地方を除いて全国的に大雨となった。1日から3日は山口県や熊本県、鹿児島県（奄美地方）で線状降水帯が発生した。
- 九州北部地方や九州南部・奄美地方では、1時間降水量が80ミリ以上の猛烈な雨を観測した。また、6月28日から7月6日の総降水量は、九州では700ミリを超え、九州北部地方を中心に平年の7月の月降水量を超えた地点があった。
- 梅雨前線が九州の西にのびている。活動が活発となって10日にかけて西日本から東日本付近に停滞する。九州では7日昼前から雷を伴った激しい雨が降り、その後、大雨の範囲は東日本にも広がる。10日にかけて西日本や東日本では雷を伴った激しい雨が降り、大雨となるおそれがある。なお、6月28日からの大雨で、九州を中心に地盤が緩んでいる所があるため、少しの雨でも土砂災害の危険度が高まるおそれがある。
- 土砂災害に厳重に警戒、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒。落雷や突風に注意。
- 梅雨前線は、11日以降も日本付近に停滞するため、今後の気象情報に留意。

### 2 体制等

- 警戒体制：本省、中国地整、気象庁、国総研
- 注意体制：中部地整、九州地整、中国運輸、九州運輸、国土地理院

### 3 一般被害情報（消防庁 HP 7/6 9:00時点）

- 人的被害
  - ・死者1人（山口1）
  - ・行方不明者2人（山口1、大分1）
- 住家被害
  - ・全壊4棟（愛媛2、福岡1、大分1）
  - ・半壊23棟（愛媛21、福岡1、長崎1）
  - ・床上浸水283棟（岐阜県1、山口272、愛媛1、熊本県8、鹿児島1）
  - ・床下浸水393棟（新潟1、石川5、長野2、岐阜県2、広島2、山口356、愛媛2、熊本23）

### 4 被害情報等

#### (1)河川（7/7 5:00時点）

16水系24河川にて氾濫。

- 国管理河川（1水系1河川）
  - ・佐波川水系佐波川の霞堤部にて農地浸水あり（概ね解消）。
  - ・その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。
- 都道府県管理河川（15水系23河川）
  - ・8県（石川県、長野県、岐阜県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県）において、15水系23河川で氾濫に伴う浸水被害が発生（概ね解消）。このうち、山口県管理の粟野川水系粟野川では、堤防が決壊し、農地が浸水（応急復旧を実施中）。
  - ・その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。

#### (2)ダム

- 洪水調節（事前放流を含む）を実施 102ダム
  - 102ダムのうち、事前放流の基準に達したダム 32ダム
    - ・事前放流を実施 17ダム（うち、利水ダム8）
    - ・すでに事前放流の容量を確保 15ダム（うち、利水ダム12）

※基準降雨量との関係やダムの運用について評価中であり、数値が変更となる場合があります。

#### (3)砂防

- 土砂災害（7/7 7:45時点）
  - ・65件（新潟県2、石川県7、長野県2、岐阜県3、島根県1、広島県3、山口県9、佐賀県1、長崎県2、熊本県13、大分県3、宮崎県3、鹿児島県16）
    - 人的被害 行方不明者1名（大分県（由布市）1）
    - 負傷者1名（鹿児島県（日置市）1）
  - 人家被害 全壊1戸（大分県1）
    - 一部損壊8戸（長野県1、山口県1、佐賀県1、熊本県1、宮崎県2、鹿児島県2）

#### ○土砂災害警戒情報（7/7 7:45時点）

17県141市町村に発表（千葉県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

※全て解除済み

#### (4)道路（7/7 6:45時点）

- 高速道路
  - 被災による通行止め：なし
  - 雨量基準超過等による通行止め：なし
- 有料道路

## 令和5年 6月29日からの大雨に関する河川の被害情報等について

令和5年7月6日 5:00時点  
国土交通省 水管理・国土保全局

- 国管理河川（1水系1河川）
  - ・佐波川水系佐波川の霞堤部にて農地浸水あり（概ね解消）。その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。
- 都道府県管理河川（14水系19河川）
  - ・8県（石川県、長野県、岐阜県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県）において、14水系19河川で氾濫に伴う浸水被害が発生（概ね解消）。このうち、山口県管理の粟野川水系粟野川では、堤防が決壊し農地が浸水（応急復旧中）。
  - ・その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。
- ダム ※基準降雨量との関係やダムの運用について評価中であり、数値が変更となる場合があります。
  - ・102ダムにおいて洪水調節（事前放流を含む）を実施。うち、17ダム（うち、利水ダム8ダム）において事前放流を実施。

### <山口県>（概ね解消）

- 佐波川（さばがわ）水系佐波川（防府市、山口市）  
〔霞堤からの浸水〕※国管理
- 厚狭川（あさがわ）水系
  - 厚狭川、麦川川（むぎかわがわ）（美祢市）
  - 桜川（さくらかわ）、随光川（ずいこうがわ）（山陽小野田市）
- 粟野川（あわのがわ）水系粟野川（下関市）
- 大内川（おおうちがわ）水系熊川（くまかわ）（平生町）
- 榎野川（ふしのがわ）水系茶屋川（ちややがわ）（山口市）
- 厚東川（こうとうがわ）水系厚東川（うぶし市）



粟野川の堤防決壊（応急復旧中）



厚狭川の農地浸水



### <長野県>（概ね解消）

- 信濃川（しなのがわ）水系
- 土尻川（どじりがわ）（小川村）

### <福岡県>（概ね解消）

- 西郷川（さいこうがわ）水系本木川（もときがわ）（福津市）

### <熊本県>（概ね解消）

- 緑川（みどりかわ）水系
- 木山川（きやまがわ）、岩戸川（いわとがわ）（益城町）
- 境川（さかいがわ）水系境川（たまなし市）



岩戸川の氾濫状況



### <岐阜県>（概ね解消）

- 木曾川（きそがわ）水系
- 黒川（くろかわ）（白川町）

### <愛媛県>（概ね解消）

- 肱川（ひじかわ）水系肱川（大洲市）



### <石川県>（概ね解消）

- 熊木川（くまきがわ）水系
- 熊木川、日用川（ひようがわ）（七尾市）

熊木川の農地浸水

### <鹿児島県>（概ね解消）

- 甲突川（こうつきがわ）水系宮脇川（みやわきがわ）（鹿児島市）
- 神之川（かみのかわ）水系野田川（の다가わ）（白置市）

## 6月29日からの大雨による土砂災害発生状況

令和5年7月6日8:00現在 速報版

### 土砂災害発生件数

**64件**

- 土石流等： 3件
- 地すべり： 1件
- がけ崩れ： 60件

#### 【被害状況】

- 人的被害：安否不明者 1名
- 負傷者 1名
- 家屋被害：全壊 1戸
- 一部損壊 8戸

7/1 かみましきぐんましきまちあかい  
がけ崩れ 熊本県上益城郡益城町赤井



寺院本堂倒壊

7/3 ひおきしひがしいちきちょうゆだ  
がけ崩れ 鹿児島県日置市東市来町湯田



負傷者：1名  
一部損壊：1戸

6/30 中ふしゆふいんちようかわにし  
地すべり 大分県由布市湯布院町川西

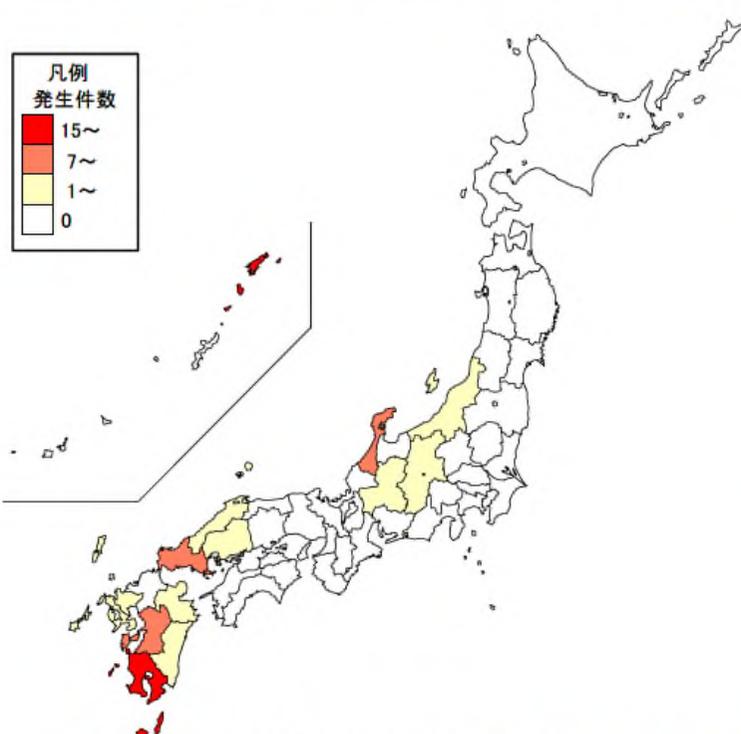


安否不明者：1名  
全壊：1戸

7/1 ななおしなかにままちやち  
がけ崩れ 石川県七尾市中島町谷内



7/1 しゅうなんしくりや  
がけ崩れ 山口県周南市栗屋



#### 発生件数上位4県

- 鹿児島県 16件
- 熊本県 12件
- 山口県 9件
- 石川県 7件

※これは速報値であり、今後数値等が変わる可能性があります。

## 令和5年梅雨前線による大雨に係る主な道路の被害

(令和5年7月6日(木) 7時00分時点)

- 高速道路では、被災による通行止めなし
- 直轄国道では、被災による通行止めなし
- 補助国道では、3路線3区間で通行止めが発生
- 都道府県道では、9県40区間で通行止めが発生

<都道府県道等の被災等による通行止め>

岐阜県(1区間)、愛知県(1区間)、岡山県(1区間)、  
 山口県(18区間)、愛媛県(3区間)、福岡県(2区間)、  
 熊本県(12区間)、宮崎県(1区間)、鹿児島県(1区間)  
 ※この他、愛媛県の町道の全面通行止めにより1箇所孤立が発生

### 県道熊本高森線[7/3 9:00~通行止め]

かみましきぐん ましきまち たばる

熊本県上益城郡益城町原  
路肩崩壊



### 国道445号[7/3 8:30~通行止め]

かみましきぐんやまとちょうかねうち

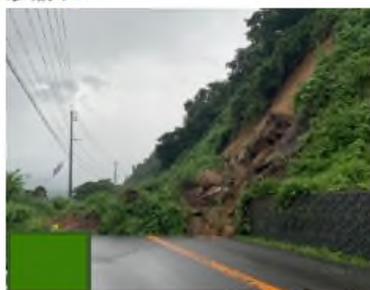
熊本県上益城郡山都町金内  
橋梁損傷(流出)



### 国道448号[7/3 21:00~通行止め]

きもつきぐんきもつきちょうきたかた

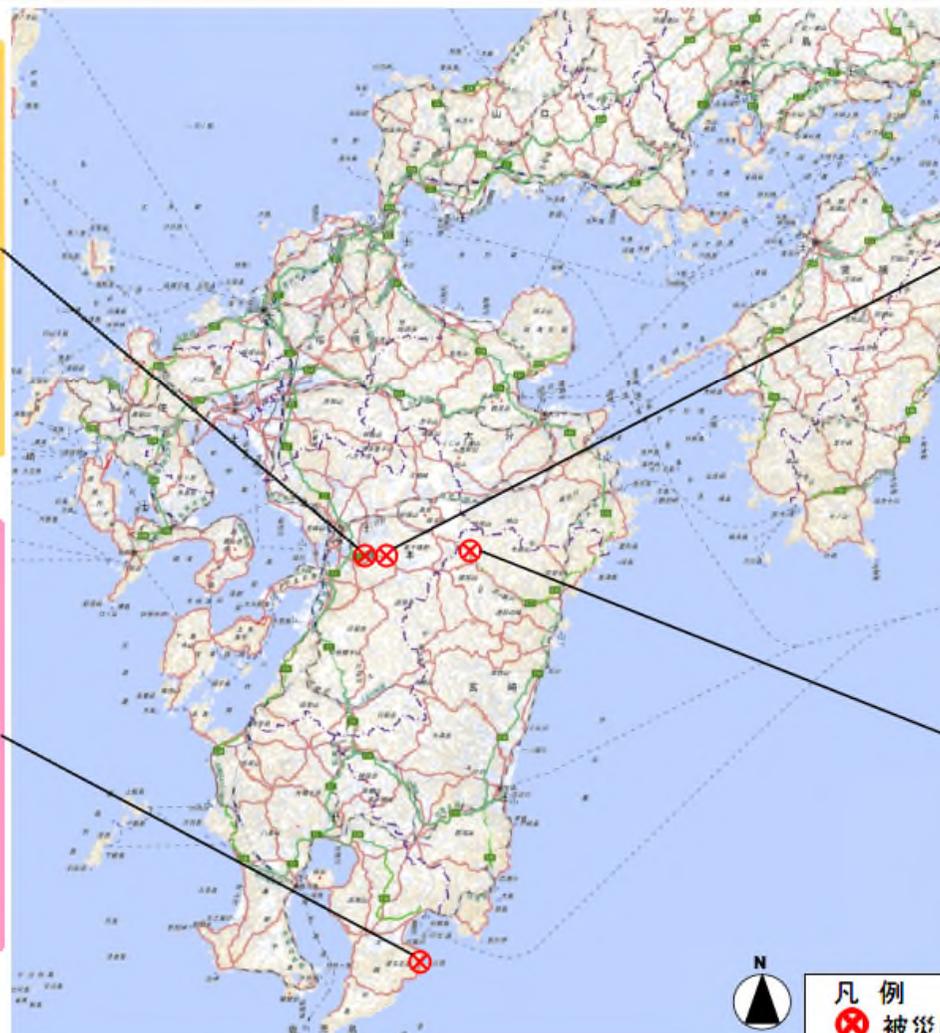
鹿児島県肝属郡肝付町北方  
土砂崩れ



### 国道325号[7/3 7:00~通行止め]

にしようすきぐんたかちほちょう

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野  
法面崩落



凡例

⊗ 被災による通行止め

高速道路、
 直轄国道、
 補助国道、
 地方道

## 6月29日からの大雨による鉄道の主な被害状況について 国土交通省

令和5年7月6日7:00時点

山口県内及び大分県内における施設被害により、2事業者3路線で運転見合わせ中



## 令和5年6月29日からの大雨に対する国土交通省の対応

※令和5年7月6日現在

- 梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで、前線の活動が活発となり、**山口県や熊本県で線状降水帯が発生した。**この影響で、各地で土砂崩れや浸水等の被害が発生した。
- 国土交通省では、中国、四国、九州地方の地方公共団体へ**TEC-FORCE等を派遣し**、リエゾン活動、気象解説(JETT)、浸水排除、給水支援、被災状況調査などの自治体支援を実施した。
- 発災直後より防災ヘリ(おりづる号、はるかぜ号)による広域の被災状況調査を行い、浸水や土砂災害等の被害全容把握を実施した。
- 水道施設被災により大規模な断水が発生した山口県美祢市に給水機能付き散水車を貸与した。

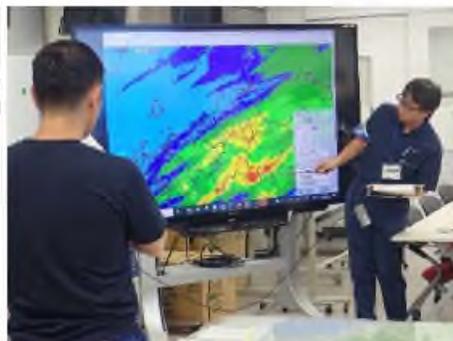
・派遣人数  
のべ **213**人・日  
・災害対策用機械  
のべ **23**台・日

### ■リエゾン、JETTによる情報支援

○リエゾンによる支援ニーズの聞き取り、支援内容の調整、JETTによる気象情報の提供等を実施



支援ニーズ等の聞き取り(山口県宇部市)



気象情報を提供(福岡県庁)

### ■防災ヘリによる広域被災調査

○上空から浸水箇所や土砂災害等の広域被災状況調査を行い、調査映像を自治体と共有



防災ヘリによる広域調査(熊本県内)



調査映像をリアルタイム共有(山口県美祢市)

### ■自治体が管理する公共施設の被災状況調査

○道路、河川の公共施設等の被害箇所を調査し、結果を自治体へ報告



道路の被災状況調査(山口県美祢市)



河川の被災状況調査(山口県美祢市)

### ■災害対策用機械による支援活動

○各地で発生した浸水の排除を実施



排水ポンプ車による排水活動(愛媛県大洲市)

### ■給水支援活動

○山口県美祢市に対し、給水機能付き散水車の貸出し支援を実施



給水機能付き散水車による給水活動の支援(山口県美祢市)

### ③ 洪水に関する危険度情報の一体的発信



## 水害リスクライン

避難情報に関するガイドラインに一部加筆

### 「国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）」について

国管理河川では、数 km～数十 km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位（水面形）を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね200m ごとの洪水の危険度分布（水害リスクライン）を令和2年より提供している。

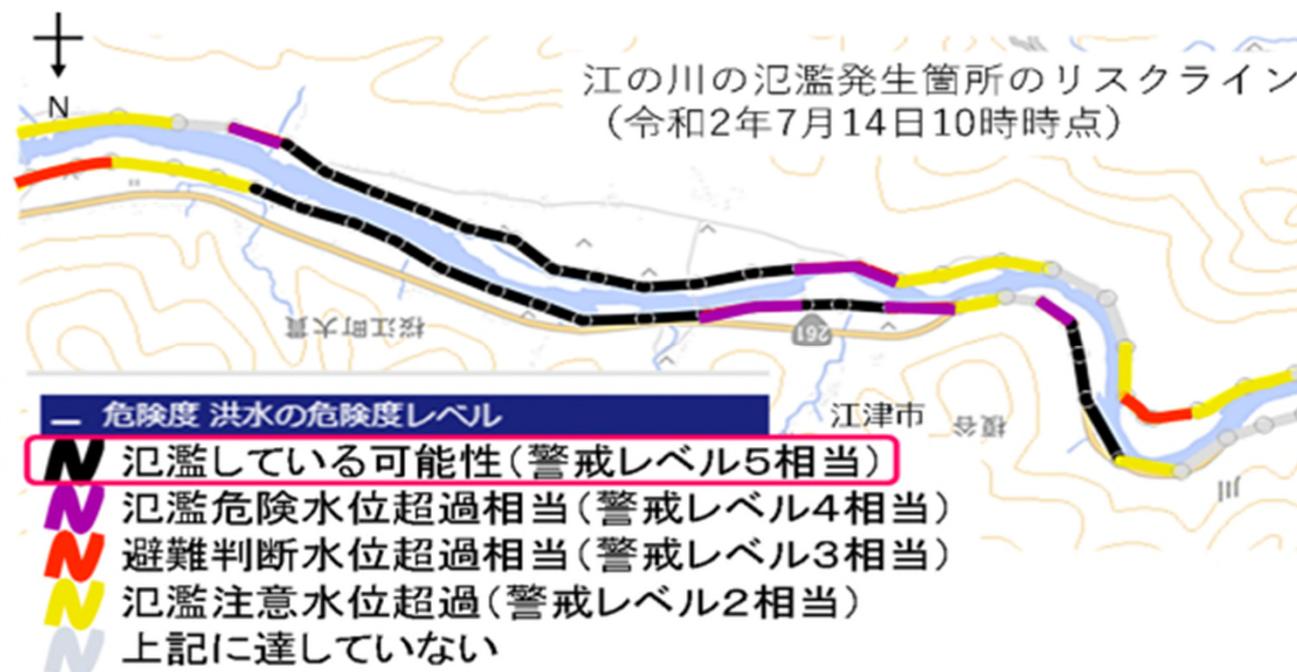
概ね200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色（警戒レベル5相当情報）で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。

<https://frl.river.go.jp/>（一般向けに現況値を提供）

※市町村向けサイトでは、6時間先までの水位予測や危険度分布を提供。



実際の河川の状況



## 洪水キキクル

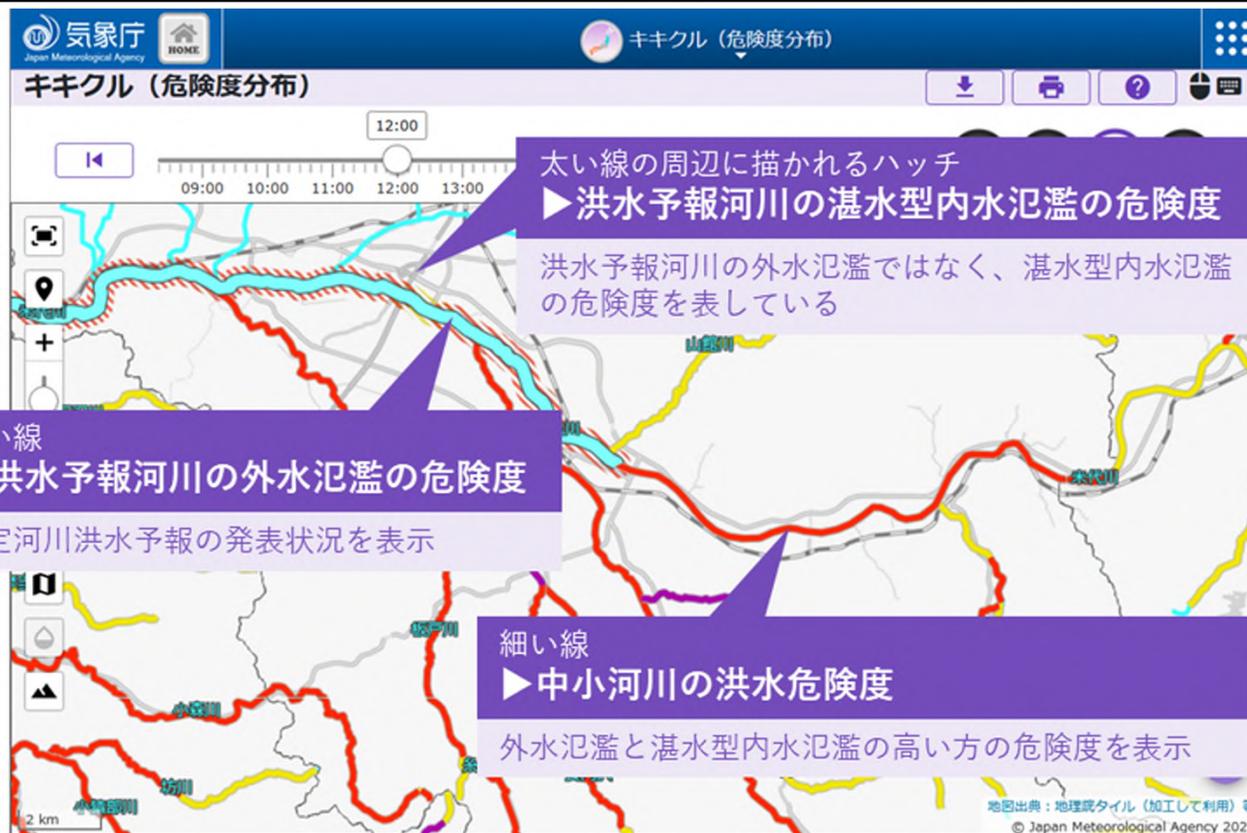
避難情報に関するガイドラインに一部加筆

### 洪水警報の危険度分布について

「洪水警報の危険度分布」は、洪水警報を補足する情報である。指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示している。

令和3年2月24日より、気象庁ホームページがリニューアルされ、雨雲画像と3種類の危険度分布（土砂災害、浸水害、洪水災害）を一つの画面で監視できるようになっている。

([https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain\\_level](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level))



指定河川洪水予報

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表。

高	氾濫発生情報【警戒レベル5相当】
危険度	氾濫危険情報【警戒レベル4相当】
低	氾濫警戒情報【警戒レベル3相当】
	氾濫注意情報【警戒レベル2相当】
	発表なし

洪水害の危険度

高	災害切迫【警戒レベル5相当】
危険度	危険【警戒レベル4相当】
低	警戒【警戒レベル3相当】
	注意【警戒レベル2相当】
	今後の情報等に留意

本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度

河川の増水によって周辺の支川・下水道からの排水ができなくなることで発生する内水氾濫による洪水被害のおそれがあると認められるときに発表。

氾濫	警戒【警戒レベル3相当】
注意	注意【警戒レベル2相当】

## 水害リスクラインと洪水キキクルの特徴

	水害リスクライン	洪水キキクル
対象河川	国管理の指定河川洪水予報区域 (大河川)	水位周知河川及びその他の河川 (中小河川)
利用予測時間	6時間先まで	3時間先まで
危険度の示す意味※	該当箇所の越水・溢水の危険度	該当箇所の洪水災害発生の危険度
危険度の表示方法	河川の左右岸それぞれの危険度を 表示(概ね200m毎)	河川の流路に沿って危険度を表示 (概ね1kmメッシュ)
危険度判定の指標	縦断的な計算水位	流域雨量指数
危険度判定の基準	該当箇所の堤防の高さを基に 定めた基準水位と指標を比較	過去災害を基に 定めた基準値と指標を比較

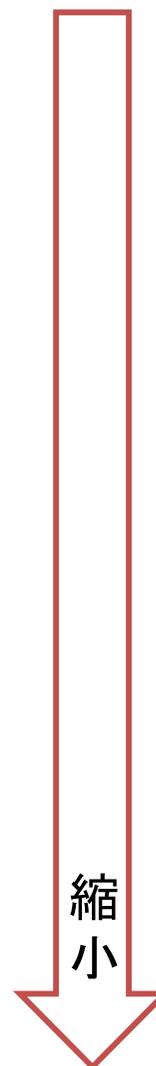
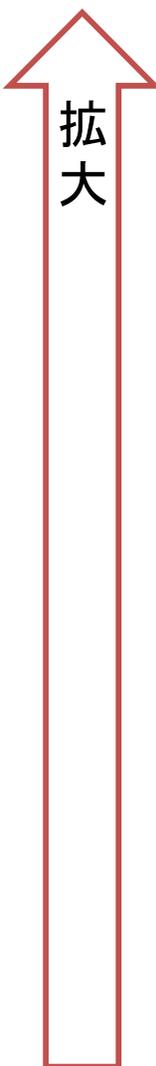
※該当箇所の危険度であり、同氾濫域における別の箇所からの浸水リスクまで考慮したものではない。

## 閲覧画面のイメージ

表示画面を拡大することにより、詳細な危険度の閲覧が可能。

- **拡大時**：「水害リスクライン」の詳細な危険度を表示
- **縮小時**：これまで通り「指定河川洪水予報の発表状況」を表示

- ※ 県の指定河川洪水予報区域：  
拡大時もこれまで通り指定河川洪水予報の発表状況を表示
- ※ 一定時間以上水害リスクラインが属した場合（障害等含む）：  
拡大時も指定河川洪水予報の発表状況を表示



## ④ 学校における水害対策の推進

事務連絡

令和5年5月30日

北海道開発局河川管理課 河川情報管理官 殿  
各地方整備局 水災害予報センター長 殿  
水災害対策センター長 殿  
沖縄総合事務局低潮線保全官 殿

水管理・国土保全局河川環境課  
水防企画室 課長補佐

「学校における水害対策の推進について（通知）」について  
（周知及び協力依頼）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長及び総合教育政策局長から、5月30日付けで各都道府県知事等へ標記通知が発出されました（別添参照）。

本件通知には、「各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等が開催されている事例があり、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省や地方公共団体がマイ・タイムライン作成支援のための資料を作成し、Web ページで公表されているのであわせてご活用ください」との記載があります。

水防行政を所管する国土交通省として、マイ・タイムライン作成支援等を積極的に進めていくことが重要であることから、本件通知を北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局の河川事務所等に対して周知するとともに、学校等から協力依頼があった場合には、市町村防災部局と連携の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

# 学校における水害対策の推進

学校の水害対策に資する方策として、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」と「マイ・タイムライン」に関する情報をまとめましたので、お知らせします。各学校におかれては、これらを参考に水害対策の推進に取り組むようお願いいたします。

5 文科施第 187 号  
令和 5 年 5 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
殿  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の  
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆  
(公印省略)

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子  
(公印省略)

学校における水害対策の推進について (通知)

近年の頻発化・激甚化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。また、全国の公立学校の約 20%が浸水想定区域に立地していますが、浸水対策が十分であるとはいえない状況にあります。また、令和 3 年度の流域治水関連法の制定等により、学校を含めた、流域に関わる全ての関係者による治水対策の取組が求められています。

こうしたことを受け、文部科学省としては、学校の水害対策に資する方策について、下記のとおりとりまとめました。各学校設置者や学校におかれては、これらを参考の上、ハード面・ソフト面の両面から水害対策を推進するようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、所管の学校法人等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び城内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては、所管の附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

記

## 1. 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引 ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための 韌やかな学校施設を目指して」について

文部科学省では、令和 3 年 12 月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」(主査:中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授)を開催し、今後の学校施設の水害対策の基本的な考え方や具体的な検討手順等について検討を行い、このたび、手引として取りまとめました(別添)。

本手引では、①水害に対して学校施設が担う役割、②水害リスクを踏まえた浸水対策の必要性、③治水担当や防災担当の関係部局との連携体制の構築等の基本的な考え方を踏まえて、想定される浸水の深さや発生頻度等を踏まえた学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策内容等の水害対策の具体的な検討手順等を示しています。

各学校設置者におかれては、本手引を参考としつつ、関係部局等からの協力を得ながら、学校施設の水害対策に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの整備と合わせて実施することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。

なお、本手引を踏まえて学校施設の水害対策に取り組むに当たり、治水担当部局、防災部局等に対しても、教育委員会等の学校設置者との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府(防災担当)及び国土交通省との連名で発出していることを申し添えます。

(別添資料)

「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」(概要)

※手引本文等については、下記 HP に掲載しています。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html)



(QR コード)

## 2. 水害に備えた防災教育(マイ・タイムラインの活用)について

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どのようなタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。

マイ・タイムラインを作成することで「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を可視化し、共有することができます。いざというときに、それぞれが先を見越しながら適切に対応することができる

# 学校における水害対策の推進

けでなく、災害対応時にチェックリストとしても活用が可能です。また、その作成過程において防災や災害に関する基本的知識の学習に加えて、台風や大雨といった災害のイメージを具体的に描きながらより実践的・実効的な防災教育が期待できます。

水害対策の推進に当たっては、各自治体の関係部局との連携や各地域の水防団（消防団）から協力を得ることが有効です。また、各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等が開催されている事例があり、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省や地方公共団体がマイ・タイムライン作成支援のための資料を作成し、Web ページで公表されているのであわせてご活用ください。

これらのマイ・タイムラインに関する情報は、1 の手引に関する情報とともに、学校における水害対策として、文部科学省の学校安全ポータルサイトにて集約・公表していますので、ご活用ください。

## (参考資料 1)

文部科学省 学校安全ポータルサイト

※「学校の水害対策について」の特設ページはこちら

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/suigaibousai/index.html>



(QR コード)

## (参考資料 2)

国土交通省 マイ・タイムライン

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html>



(QR コード)

## (参考資料 3)

国土交通省 防災教育ポータル

(防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・授業で利用できる動画等のコンテンツを収録したポータルサイト)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



(QR コード)

## 【問い合わせ先】

(1. に関すること)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

亀井、勝又

電話：03-5253-4111（内線 3184）

メール：bousai@mext.go.jp

(2. に関すること)

総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室防災教育係

林、奥矢

電話：03-5253-4111（内線 2670）

メール：anzen@mext.go.jp

国土交通省 北海道開発局  
網走開発建設部

出前講座

## News Letter

2022



川の防災学習会 in 北見市立中央小学校

### 「川の防災学習」実施レポート

#### ◆開催概要◆

令和5年2月2日(木)、北見市立中央小学校において、今年度初めて4年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

中央小学校では、4学年総合的な学習の時間において「ほくらの街を守り隊」として防災・減災に関して学びを深めており、その中で「河川災害・防災」に関する出前授業を実施しました。

#### ◆実施内容◆

はじめに、令和3年8月豪雨で被災した佐賀県六角川と令和4年8月の大雨で被害を受けた本州各地の写真から、水害が毎年のように起こっていること認識してもらいました。



毎年のように繰り返す豪雨災害の様子を確認

次に、常呂川のすがたや流域についての学習後、コップとボールを使ったゲームをし、川が周囲の支川から水を集めて海まで流れていくこと、流域内で大雨が降るとコップからボールがあふれるように堤防から水があふれる「越水」が起こりうること、ダムが下流に流す水の量を調節していることを学習してもらいました。

また、平成28年8月に北見市日吉地区で越水した様子や、音更川で堤防が削られる様子から、堤防でも防ぎきれない水害があることを示した後、流水実験装置を用いて川岸が削れる様子などをみんなで観察しました。



コップを川に、ボールを水に見立てて下流へ渡します



川のカーブの外側と内側どちらが削れるかな？

後半は、水害時の避難について学習。ハザードマップの色分けによる浸水深の違いをスケールで示すと、あまりの深さに児童たちから驚きの声が上がりました。また、【北見市防災いつもノート(2015年北見市)】に書かれている標準的な準備品の中から、水害時の避難で何が必要なのか考え、どれぐらいの荷物になるか体感してもらいました。

最後に、素足や長靴で避難しないことや、濁って見えない足元の安全を確認するために棒をもって歩くことなど、避難時の注意点を確認してもらいました。



「3mってどのくらい？」ちょうど教室の天井の高さ!



自分の家は大丈夫かな？ハザードマップで確認



「これは何に使うの？」様々な避難グッズに興味津々



一人分の非常持出品の多さと重さを体感しました

#### ～知って得する 防災に関する情報～

全国各地で毎年のように水害が発生しており、昨年も、東北や北陸などで被害が発生しました。

災害から身を守るため、自らが最新の情報を収集し避難行動につなげることが効果的です。最新の河川水位や気象など避難につなげる情報は、インターネット(国交省「川の防災情報」・気象庁「キキクル」など)のほかテレビのデータ放送でも確認できます。

避難行動の際には是非ご活用ください。



情報はテレビのデータ放送から確認・収集を!

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】0157-23-6118 【FAX】0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局  
網走開発建設部

出前講座

## News Letter

2022



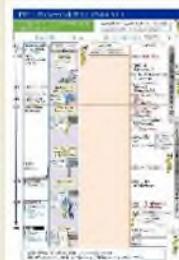
川の防災学習会 in 北見市立小泉小学校

### 「マイタイムライン」実施レポート

#### ◆開催概要◆

令和4年12月13日(火)、北見市立小泉小学校において、6年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

小泉小学校では、平成20年から4～6学年を対象として「川の環境・防災学習会」を総合的な学習の時間において実施しています。昨年度から、流域治水の取組として、「いつ」「何をするか」を整理した『マイタイムライン』を作成しています。



行動を「見える化」した「マイタイムライン」

#### ◆実施内容◆

はじめに、昨年度の学習内容の振り返りとして、毎年日本のどこかで自然災害が起こっていることや、小泉小学校の周りは水害の危険性があることを、児童たちに再確認してもらいました。

次に、流域に関わるみんなで水災害を考え対策する「流域治水」の話題をした後、マイタイムライン作成ツール『逃げキッド』を使い、災害が起きそうなとき自分達はどんな備えをするよいか各班で考え、発表し合ってもらいました。



水害にはどんな備えが必要か、どんな順番で準備するとよいか班ごとに意見交換しながら考えました



「流域とは？」コップの水で流域について学習しました

後半では、「非常持出品」の準備に挑戦。ハザードマップ【北見市防災いつもノート(2015年北見市)】に書かれている標準的な準備品の中から、水害時の避難で何が必要なのか考え、どれぐらいの荷物になるか体感しました。児童からは「水だけでバックがいっぱい」「携帯トイレはどうやって使うの？」などの声が上がっていました。

最後は、3年間の川の学習を振り返り、「水害から身を守るために、普段からどんなことを心掛けて生活すると良いか」をまとめ、水害に対する備え方を数人から発表してもらい、これまでの学習成果を確認することができました。



非常持出品リストをチェック



これで一人分の非常持出品



バックに詰めていきます



「重くて一人で背負えない...」



水害への備えをまとめた様子



適切に避難し自分の命を守ろう

#### ～知って得する 「流域治水」～

「流域治水」は①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす、②被害対象を減少させる、③被害の軽減・早期復旧・復興の3つのポイントで『みんなで水災害に備える』ことを意味しています。この機会にご家族みんなで防災について今一度考えてみてはいかがでしょうか。

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】0157-23-6118 【FAX】0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局  
網走開発建設部

出前講座

# News Letter

2022



川の防災学習会 in 北見市立小泉小学校

## 「マイハザードマップ」実施レポート

### ◆開催概要◆

令和4年11月18日(金)、北見市立小泉小学校において、5年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

小泉小学校では、平成20年から4~6学年を対象として「川の環境・防災学習会」を総合的な学習の時間において実施しています。

### ◆実施内容◆

はじめに、令和3年8月豪雨で被災した佐賀県六角川と平成28年8月に台風の影響を受けた常呂川の映像から、水害が身近にも起こりうることを認識してもらいました。また、常呂川の洪水前後の写真や動画を見比べながら、増水した川では何が起きているのかを児童皆で考えてもらいました。



毎年のように繰り返す豪雨災害の様子を確認

次に、児童たちに4つの模型実験を見てもらいました。川から水があふれ出ていないのに街が浸水する「内水氾濫」、水圧でドアが開かなくなる「地下浸水」、強い上昇気流により起こる「竜巻」、流れる水の動きである「侵食・運搬・堆積」の実験を通し、大雨や風により起こりうる災害を学んでもらいました。



「モクモクした雲の下は…」川のカープでの流れの速さは…いろいろな模型実験で現象を確認しました

後半では、各班に用意した大きな地図に、通学路周辺の水が集まりそうな場所や大雨が降った時に危険だと思ふ場所などを記入し「マイハザードマップ」を作成。児童たちは、小学校周辺の地形の特徴や避難場所、堤防の役割などをクイズ形式で学びました。最後に、インターネットの「川の防災情報」を例に、災害・防災情報の入手方法を確認してもらいました。



「ここは川が急に曲がっていて…」「大きな水たまりがあるよ」など、みんなで話し合いながらハザードマップを作りました



「高い所にある建物はどれ？」救命胴衣が必要になる前に避難場所をクイズで学習 川の水位を確認して避難を

### ～知って得する 防災に関する情報～

全国各地で毎年のように水害が発生しており、今年も、7月14日からの大雨により東北地方などで、8月3日からの大雨により東北・北陸地方などで、9月18日に上陸した台風14号により九州・中国地方などで被害が発生しました。

災害から身を守るため、自らが最新の情報を収集し避難行動へつなげることが効果的です。最新の河川水位や気象など避難につなげる情報は、インターネット(国交省「川の防災情報」・気象庁「キキクル」など)のほかテレビのデータ放送でも確認できます。

避難行動の際には是非ご活用ください。



情報はテレビのデータ放送から確認・収集を!

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】0157-23-6118 【FAX】0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局  
網走開発建設部

出前講座

# News Letter

2022



川の防災学習会 in 北見市立端野小&端野中学校

## 「1日防災学校」実施レポート

### ◆開催概要◆

令和4年9月15日(木)、北見市立端野中学校を会場に実施された1日防災学校において、端野小学校6年生及び端野中学校2年生・3年生を対象に「マイ・タイムライン」を作成しました。

1日防災学校は北海道教育委員会主催の防災に関する取り組みの一つであり、河川防災に関する学習会は今年度初開催となります。



災害にはどんな種類が?

### ◆実施内容◆

『災害』の種類にはどのようなものがあるのかを確認したほか、令和4年8月3日からの大雨により被災した青森や福井・石川の様子や、平成28年8月の大雨により発生した北見市日吉地区の越水(堤防から水があふれる)被害影響を題材に、これまでに発生した水害に関して、動画や写真などを例示し災害の様子を確認しました。



その後、常呂川の水が(延長・流域市町村)や、常呂川流域の中に降った水はすべて常呂川に集まることを確認しました。

災害のうち「水害」は気象情報やハザードマップ等の情報を組み合わせることにより、いつ発生するか「予測」することができます。これを踏まえ、学習の後半では、事前防災として『マイ・タイムライン』を作成しました。



それぞれが考え助け合う『流域治水』という考え

避難が完了し河川氾濫が発生する時を0時間として、台風が発生した3日前から何を準備し行動すべきかグループで考えました。また、自分はどうな準備や行動(そなえ)をするよいか考えました。



「非常持出品」の一人分の重さを体験しました!!

最後に、避難情報が出たときには命を守る行動(避難所への避難を基本)をとること、早め早めの準備が必要なことを確認しまとめました。



「ここでベットの準備をして」「安否確認はいつする」…みんなで話し合いながらマイ・タイムラインを作り上げました

### ～知って得する 避難に関する情報～

令和3年5月20日より、避難情報に変更になったことはご存じでしょうか。変更された内容は、これまで使われてきた「避難勧告」が廃止されたほか、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」へ、警戒レベル4「避難勧告・避難指示(緊急)」は「避難指示」へ、警戒レベル5「災害発生情報」は「緊急安全確保」へ名称が変わっています。

警戒レベル5では、安全な避難はできず、命の危険がある状況とされています。警戒レベル4が発令されるまでに速やかに避難をし、ミズから(自ら・水から)命を守る行動をとるように心がけましょう。



出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】0157-23-6118 【FAX】0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局  
網走開発建設部

出前講座

## News Letter

2022



川の防災学習会 in 北見市立北光小学校

### 「マイハザードマップ」実施レポート

#### ◆開催概要◆

令和4年9月13日(火)、北見市立北光小学校において、5年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

北光小学校では、平成18年から4年生を対象に「川の環境学習会」を実施しているほか、平成26年から5年生を対象に「川の防災学習会」を実施しています。



水災害が身近で起こったら…?

#### ◆実施内容◆

はじめに、令和3年8月豪雨により被災した佐賀県六角川の動画と平成28年8月に北海道を襲った台風の影響を題材に、児童の皆さんと当時の状況などを共有しました。また、身近にある無加川の洪水前後の写真や動画を見比べながら、増水した川では何が起きているのかを皆で考えました。



毎年のように繰り返す豪雨災害の様子を確認

その後、内水氾濫(川から水があふれ出ていないのに街が浸水)・地下浸水(水圧でドアが開かない)・竜巻(強い上昇気流による激しい突風)・流れる水の動きと土地の変化(大雨による土砂の侵食・運搬・堆積の流れ)の模型実験を見学してもらい、積乱雲などの下で見られる大雨や風の災害を確認しました。



「川の外側がけずれてその砂は…」「モクモクした雲の下は…」いろいろな模型実験で現象を確認しました

後半では、各班に用意した大きな地図へ通学路周辺の水が集まりそうな場所や大雨が降った時に危険だと思ふ場所などを記入し「マイハザードマップ」を作成。小学校周辺の地形の特徴や避難場所、堤防の役割などをクイズ形式で学びました。最後に、災害・防災情報の入手方法としてテレビのデータ放送を実際に使い確認しました。



「ここは川が急に曲がっていて…」「大きな水たまりがあるよ…」など、みんなで話し合いながらハザードマップを作りました

#### ～知って得する 防災に関する情報～

全国各地で毎年のように水害が発生しており、今年も、7月14日からの大雨により岩手県や宮城県などで被害があったほか、8月3日からの大雨では山形県、新潟県、福井県、石川県、青森県などに被害が発生しました。

災害から身を守るため、自らが最新の情報を収集し避難行動へつなげることが効果的です。最新の河川水位や気象など避難につなげる情報は、インターネット(国交省「川の防災情報」・気象庁「キキクル」など)のほかテレビのデータ放送でも確認できます。

避難行動の際には是非ご活用ください。



情報はテレビのデータ放送から確認・収集を!

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】0157-23-6118 【FAX】0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局  
網走開発建設部

出前講座

## News Letter

2022



川の防災学習会 in 北見市立三輪小学校

### 「マイ・ハザードマップ」&「マイ・タイムライン」実施レポート

#### ◆開催概要◆

令和4年9月8日(木)、北見市立三輪小学校において、5年生3クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

三輪小学校では5年生を対象に、令和2年から「川の環境学習会」を実施しており、今年度初めて「川の防災学習会」を行いました。



私たちの身の周りにはどんな危険がある?

#### ◆実施内容◆

はじめに、身近にある無加川の洪水前後の写真を見比べながら、洪水時の川では何が起きているのかを皆で考えました。水は高いところから低いところへ流れ集まることを確認し、常呂川流域の中に降った水はすべて常呂川に集まることを確認しました。



流域内の水が集まることをコップの水で表現しました

その後、増水した川で起こる災害を例示し、守り切れない水害も発生することや、災害のなかでも「水害」は気象情報やハザードマップ等の情報を組合せることにより、いつ発生するか「予測」できることを説明し、事前防災として『マイ・タイムライン』『マイ・ハザードマップ』の2つを作成しました。

『マイ・タイムライン』作成では、避難が完了し、河川氾濫が発生する時を0時とし、台風が発生した3日前から何を準備し行動すべきかグループで考えました。



いつ、どんな準備をするとうまいかな?自分たちが住んでいる所は水害が起るとどうなるのかな?

『マイ・ハザードマップ』作成では、自宅から学校までの通学路上に危険な場所はないか、水が集まりそうな場所はないか等を地図上に記入し、北見市発行のハザードマップ(想定最大規模の浸水)を示すほか、どのように浸水するのか時間経過も例示しました。



「ここは川がけずれそう」「大きな水たまりがあるよね…」みんなで話し合いながらハザードマップを作り上げました

おわりに、避難情報が出たときには命を守る行動(避難所への避難を基本)をとること、早め早めの準備が必要なことを確認し、まとめました。

#### ～知って得する 避難に関する情報～

令和3年5月20日より、避難情報に変更になったことはご存じでしょうか。これまで使われてきた「避難勧告」が廃止されたほか、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」へ、警戒レベル4「避難勧告・避難指示(緊急)」は「避難指示」へ、警戒レベル5「災害発生情報」は「緊急安全確保」へ名称が変わっています。

警戒レベル4が発令されるまでに速やかに避難をし、ミズから(自ら・水から)命を守る行動をとるように心掛けましょう。

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】0157-23-6118 【FAX】0157-23-6126

**⑤ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援  
資料の周知及び訓練実施の促進**

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の周知及び訓練実施の促進

事務連絡  
令和5年4月7日

各都道府県 水防担当課長 殿  
各都道府県 砂防担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室 課長補佐  
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知  
及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施及びそれらを市町村長に報告することが義務付けられています。

今般、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、下記の通り避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめましたので、貴管内市町村に周知し、施設管理者等の適切な対応を促すようお願いします。

## 記

### 1. リーフレット及び動画の作成について

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を簡潔にまとめた、以下のリーフレット及び動画を作成しましたので、施設管理者等の避難確保計画作成や訓練実施の促進にご活用いただきますようお願いします。

#### ① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画及び訓練の必要性や具体的内容について理解してもらうことを目的としたリーフレットです。

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を踏まえ、避難確保計画に定めるべき項目や、それを定める際の留意点等を簡潔にまとめているほか、訓練の種類や実施方法について掲載しています。

#### ② リーフレット「水防法・土砂災害防止法が改正されました」

令和3年の水防法、土砂災害防止法の改正内容について解説するとともに、それらに定められた以下の内容について説明しています。

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・避難訓練の実施・防災教育の実施
- ・市町村による助言・勧告について

「都道府県・市町村職員向け」、「施設の所有者・管理者向け」の2種類があります。

#### ③ 動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」【別紙】

避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の管理者等及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難の実効性を確保する上で注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画です。

この動画では、国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」、「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、避難確保計画に定めるべき項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL : <https://youtu.be/Va400F33ucs> 【国土交通省 YouTube】

### 2. 訓練の実施について

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が、訓練を実施しその結果を市町村に報告することは水防法及び土砂災害防止法に基づく義務であり、原則として年1回以上実施するよう通知しているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直される予定であることも踏まえ、あらためて施設管理者等に対し適切な実施を促していただくようお願いします。

なお、訓練の実施方法については、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほか、施設職員による情報収集や情報伝達等の訓練、地図等を活用して避難路の検討を行う等の図上訓練などがあり、施設利用者の負担等を考慮して、訓練方法や参加人数を工夫することも可能であるとして、上記リーフレットにおいてもその旨記載していますので申し添えます。

#### 【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室 課長補佐 深町（内線 35439）  
津波水防係長 古橋（内線 35457）  
TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1603  
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 竹島（内線 36152）  
地震対策係長 鈴木（内線 36154）  
TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1610

国土交通省ウェブサイト「要配慮者利用施設の浸水対策」  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

別紙

## 避難確保計画作成支援動画 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



### 【動画の画面例】

**要配慮者利用施設における  
避難確保計画の作成・確認のポイント**

令和5年3月  
国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課・砂防計画課

**【計画様式】**

社会福祉施設  
避難確保計画

施設名: ○○○○ホーム

2022年4月作成

**【チェックリスト】**

項目	確認事項	確認状況
1	避難確保計画の作成状況	○ 作成済
2	避難確保計画の更新状況	○ 更新済
3	避難確保計画の周知状況	○ 周知済
4	避難確保計画の実施状況	○ 実施済
5	避難確保計画の点検状況	○ 点検済
6	避難確保計画の見直し状況	○ 見直し済

※ 計画様式やチェックリストは、所在する市町村で独自に用意している場合があります。避難確保計画を作成する際は、市町村にご確認ください。

**2. 災害リスク等の確認**

様式1-3 危険が有する災害リスク

災害種別	想定区域	確認事項	確認結果
水害(洪水、雨 洪水浸水想定区 域)	浸水深、浸水継続 時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし
	雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	0.5m~1m 浸水継続時間 12時間~1日未満	<input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当
	高潮浸水想定区域 (高潮)	0.5m~3m 浸水継続時間 1日~3日未満	<input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当
	津波災害警戒区域 (津波)	基準水位 最大浸水深 津波到達時間	<input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	以下の該当する分類に ☑がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) ☐土石流 ☐地すべり(地滑り)	<input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当

**5. 避難誘導**

様式4-6 避難誘導

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できる人(英列グループホーム)に立退き避難を促す。  
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難を促す。

災害種別	避難先名称	避難距離	避難方法		避難に要する時間	避難所要条件
			徒歩	車		
高層建築物	人街(英列グループホーム)	1,000m	<input checked="" type="checkbox"/>	4分	車椅子	要し(レベル2) 高齢者等避難
指定緊急避難場所	小学校(児童2歳以上)	500m	<input checked="" type="checkbox"/>	4分	車椅子	要し(レベル3) 高齢者等避難
近隣の安全な場所	コンビニ	200m	<input checked="" type="checkbox"/>	4分	車椅子	要し(レベル3) 高齢者等避難
避難安全確保	本施設(2階)	50m	<input checked="" type="checkbox"/>	エレベーター、車椅子、ストレッチャー	10分	要し(レベル2) 高齢者等避難

避難方法や避難に要する時間を確認

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の周知及び訓練実施の促進

## 5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
  - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
  - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
  - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
  - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが**“義務”**づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



**point**

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

### 避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】（国土交通省）

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisubou/bousai-gensai-suibou02.html>



- ・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

- ・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111（代表）

（令和5年3月）

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

## 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、  
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が**“義務”**づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

## 1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



### point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

## 2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



### point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

## 3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

<b>立退き避難 基本の 避難行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。</li> <li>● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。</li> </ul>
<b>屋内安全確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。</li> <li>● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。</li> </ul>



### point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

## 4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

### point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の周知及び訓練実施の促進

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

令和3年

## 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

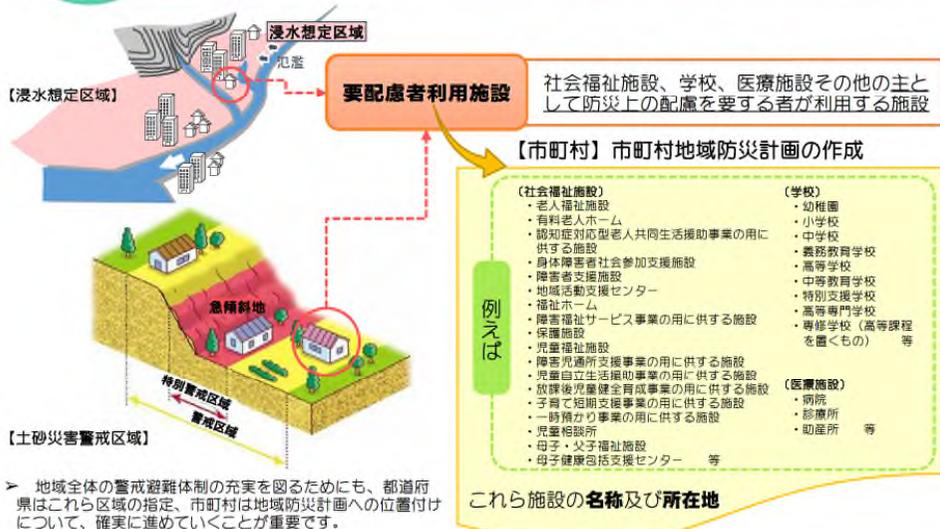
※土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告**の制度化



➢ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

## 1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際**に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう**。（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加える**ことでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

## 市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

## 2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告**することが義務づけられています。
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほか、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 3 助言・勧告

### 避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

### 避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

要配慮者利用施設の浸水対策

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の周知及び訓練実施の促進

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

令和3年

## 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

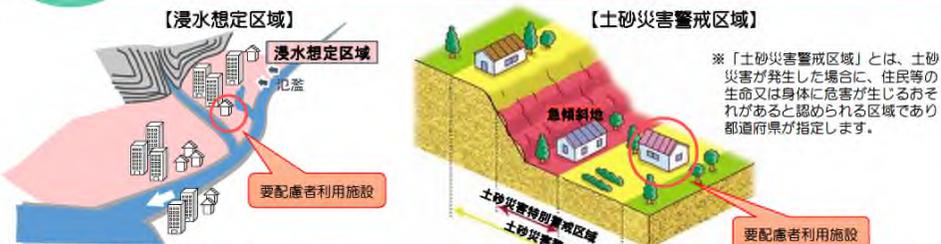
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

### 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

例えば

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <p>【社会福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>・保護施設</li> </ul> | <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・義務教育学校</li> <li>・高等学校</li> <li>・中等教育学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校(高等課程を置くもの)</li> </ul> | <p>【医療施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設</li> <li>・障害児通所支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童自立生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・児童相談所</li> <li>・母子・父子福祉施設</li> <li>・母子健康包括支援センター等</li> </ul> |
|---|---|--|

※義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（建設は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

## 1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2 避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうように**しましょう。
- 訓練後は振り返りを行い、**避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- 施設職員への**防災教育**のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。

避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

## 3 適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

### 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

#### 法律に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



## ⑥ 常呂川下流地区水害タイムライン検討会

## 「常呂川下流地区水害タイムライン検討会」(第10回)

令和4年7月15日に、「常呂川下流地区水害タイムライン検討会(第10回)」をオンラインにて開催しました。タイムライン(事前防災行動計画)とは、災害が発生する前に地域住民が安全かつ円滑な避難を行うために、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、防災行動の項目やタイミングを検討・整理した計画です。

今回の検討会では、令和元年に作成した「常呂川下流地区水害タイムライン試行版」を用いて、防災行動の検証訓練を実施しました。

- 開催日時 令和4年7月15日(金) 9:00 ~ 16:30
- 実施場所 Web開催 (補助会場:常呂町公民館)および日吉・福山地区
- 参加機関 北見市、網走開発建設部、網走地方気象台、北海道オホーツク総合振興局、陸上自衛隊第6普通科連隊、北海道警察、北見地区消防組合、北見市社会福祉協議会、常呂町農業協同組合、常呂漁業協同組合、きたみ市商工会、北海道電力株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道北見バス株式会社、町内会(南町、共立、日吉、福山)、日吉・福山地区住民 計15機関 125名

## 検証訓練の概要

今回の訓練は、北見市常呂自治区における水害発生を想定したシナリオを用いて、「常呂川下流地区水害タイムライン試行版」のタイムラインステージ2移行後の状況から開始しました。

訓練では、訓練用Webサイトにリアルタイムで気象情報、雨量、水位情報等を配信し、各機関がその状況を確認したうえで防災対応や住民避難に関する防災行動の手順を確認したほか、他機関との情報伝達のタイミングや手順、伝達内容を確認しました。

令和3年度に引き続きWeb会議ツールを活用し、タイムラインステージ移行や避難情報発令等の判断などの関係機関の協議を実施しました。常呂自治区の日吉・福山地区においては、コミュニティタイムラインを使用し住民への情報伝達とそれを受けての住民避難を実施しました。日吉地区においては、消防署員や消防団員などの現場対応者の現地活動の確認及び退避(安全確保)を実施しました。

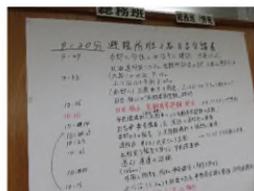
日吉・福山地区の一次避難場所である日吉会館では、訓練前日に感染症拡大予防を考慮した避難所設営を実施しました。



訓練の流れ(イメージ)



事務局によるTLステージ判断協議



自治区災害対策本部の対応記録

## 北見市常呂総合支所の訓練状況

北見市常呂総合支所では、支所庁舎内に自治区災害対策本部を設置しました。

自治区災害対策本部では、訓練用Web会議とは別回線にて北見市本庁の災害対策本部とのWeb会議を常時接続して適宜、本庁との情報共有・協議を行いました。



常呂総合支所(自治区災害対策本部)



北見市本庁との協議の様子

## 北見市本庁の訓練状況

北見市本庁では、本庁庁舎内に災害対策本部を設置しました。

市長(役)に対する資料作成と報告、北海道防災情報システム(訓練モード)への入力、市民広報資料の作成等も併せて実施しました。

また、網走開発建設部および網走地方気象台からは北見市本庁にリエゾンを派遣し、情報提供・協議を行いました。



北見市本庁(災害対策本部)



リエゾンとの協議の様子

## 日吉・福山地区の住民避難訓練状況

日吉・福山地区ではコミュニティタイムラインに基づき、常呂総合支所からの情報連絡を受けて連絡網による避難情報の伝達確認と避難訓練を実施しました。

日吉・福山地区の一次避難場所である日吉会館では、訓練前日に感染症拡大予防を考慮した避難所設営を実施しました。当日は、避難者の受付や避難者名簿の整理などの対応を行いました。



町内会長からの電話連絡



要配慮者の避難支援



住民の避難訓練の様子



感染症対策として避難所入口での検温



避難者名簿への記入



避難所内の様子

## 日吉地区における現場対応訓練状況

日吉地区では、消防署や消防団が中心になり、現地活動の確認と現場対応者の退避(安全確保)に関する検証訓練を実施しました。現地活動の確認では、地区の巡視やその結果の通報を行いました。また、現場対応者の退避(安全確保)の手順や所要時間等の確認を実施しました。



立ち往生車両への対応



巡視による堤防漏水の発見



現場対応者の退避(安全確保)訓練

## 連絡・閉会

網走地方気象台から週末から週明けの気象予報に関する解説が行われた後、事務局からこれからの本格的な台風シーズンに向けて連携と対応を依頼し、第10回検討会は閉会となりました。

## 「常呂川下流地区水害タイムライン検討会」(第11回)

令和5年1月27日に「常呂川下流地区水害タイムライン検討会(第11回)」を、常呂町多目的研修センターにおいて開催しました。第6回検討会以来、約3年ぶりに参加者が一堂に会しての検討会開催となりました。タイムライン(事前防災行動計画)とは、災害が発生する前に地域住民が安全かつ円滑な避難を行うために、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、防災行動の項目やタイミングを検討・整理した計画です。

本検討会では、今年度の取り組みを振り返るとともに、有識者からご講演いただきました。

- 開催日時 令和5年1月27日(金) 10:00 ~ 12:00
- 実施場所 常呂町多目的研修センター1階大ホール
- 参加機関 北見市、網走開発建設部、網走地方気象台、北海道オホーツク総合振興局、陸上自衛隊第6普通科連隊、北海道警察、北見地区消防組合、JA北海道厚生連常呂厚生病院、北見市第14民生委員児童委員協議会、常呂町農業協同組合、常呂漁業協同組合、北見市社会福祉協議会、常呂町建設業協会、北海道電力ネットワーク株式会社、町内会(日吉、福山、西町、共立、富丘) 計 19機関 69名

### 1. 市長挨拶

開会にあたり、辻北見市長から「災害時の適切な避難行動や防災情報の提供、人命救助などが重要であること。タイムラインはPDCAサイクルによる検討見直しが必要であるとし、訓練や今年度の振り返りを通じた今後のタイムラインや取り組みについて本会で議論していただきたい。本日は、よろしくお願ひしたい。」と挨拶をいただきました。



辻北見市長の開会挨拶

### 2. 座長挨拶

座長である東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター松尾一郎客員教授から「この地域では平成28年8月の水害以降、幸いなことに大きな水害は発生していないが、確実に雨の降り方は変わってきている。来たるべきその時に備えて、日頃からこのタイムラインを活用することは重要なことである。この議論の場も有効に活用していただき、地域の関係者が情報を共有しながら取り組みを進められればよい。本日は、よろしくお願ひしたい。」と挨拶をいただきました。



松尾座長の挨拶

### 3. 議事

#### (1) 訓練の振り返り

事務局から、令和4年7月に実施した訓練の実施状況と参加者に対するアンケートの結果を説明しました。アンケート結果では、「非常に有意義な取り組みであった。日吉・福山地区では大規模出水時に二次避難が必要となるため、それに合わせた消防機関や消防団等の現場対応者の行動も検討が必要であることが明らかとなった。避難に応じない住民やその後の避難状況の確認方法についても課題がある。」とのご意見やご指摘がありました。根本アドバイザーから「大変素晴らしい取り組みであり、次年度以降も訓練を通じて課題の洗い出しとタイムラインの修正を行って欲しい。」との助言をいただきました。松尾座長から「全員が逃げる社会を作るためにも、毎年訓練を続けて欲しい。」との助言をいただきました。参加者から「現在の水位観測所の名称は、古い地名等から命名されているが、現在は地名が変更となっており住民によっては馴染みがなく位置が分かりにくい。」との意見がありました。



検討会会場

#### (2) 今年度の試行運用状況について

事務局から、今年度の出水状況とタイムライン試行運用について説明しました。9月の三連休の台風第14号による影響が予想された際に、事務局会議において雨量や水位の予測情報を共有し、タイムライン運用を協議しました。事務局会議の結果は、メンバーリストで各機関に周知しました。参加者から「産ノ子ダムの運用」に関する質問がありました。松尾座長から「口頭での説明では理解しにくい点もあると考えられるため、次回以降の検討会で具体的に説明した方がよい。」との助言をいただきました。

#### (3) 次年度の取り組みについて

事務局から、次年度の訓練計画案と、新年度の人事異動等への対応に関わる依頼について説明しました。松尾座長から「住民避難訓練は、日吉・福山地区以外でコミュニティタイムラインに取り組んでいる地域の参加も視野に入れて検討を進めた方がよい。」との助言をいただきました。

## 4. 講演

### 『タイムラインが多くの命を守った』

＜東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 松尾 一郎 客員教授＞

球磨川水害タイムラインの取り組みは2015年から始まり、7年間に渡って取り組まれてきた。毎年、前線や台風が接近した時には、Webで危機感共有会議が行われ、タイムラインを活用してきた。なお、球磨村の渡地区が災害に弱く最初に氾濫する地域であるが、地域住民と協力してタイムラインを作成するなど、地域の人々が主体となって対策を進めてきた。球磨村では、村民防災会議など行政と住民が協力して災害に強い地域づくりを行う取り組みも進められており、災害に強いまちづくりを進めてきた。この中には、防災公園、ヘリポート、駐車場、体育館、学校を避難所として強化するなどの施設整備も含まれており、今回の水害では防災センターやデジタル無線、ドローンの導入による災害時の迅速な対応に繋がっている。球磨川の事例では、気象庁や地方自治体などが情報共有をする取り組みの中で「セカンドオピニオン」として、有識者を含めていたことも有効であったと考えている。

球磨川の災害後にアンケート調査やヒアリングを通じてタイムラインが活用できたのかどうかの検証を行った結果、コミュニティ内ではタイムラインが有効に機能し、被害の軽減につながったことが分かった。また、コミュニティ内での避難行動についても、コミュニティタイムラインの作成に熱心に取り組んでいた地域での動きが早かったことがわかった。このような被災事例や教訓を踏まえ、まちづくりやひとづくりを全体で考えていくことが重要である。

### 『知識と経験、地域性を活かして実現する災害対策』

＜日本赤十字北海道看護大学 災害対策教育センター 根本 昌宏 センター長＞

様々な自然災害が起こり得る日本では、防災の取り組みが不可欠であり、防災機関や関係者たちはこれを意識しているものの、住民の方々はそれほど意識していない場合がある。停電が生じると地域住民にとっては大きな問題となることにも留意する必要がある。また、避難指示が出された場合には、住民たちが指示に従い適切に避難できるようにすることが重要であり、特に身体的な制限がある人々については避難の支援が必要である。

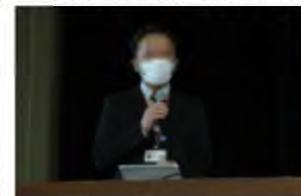
災害時の避難行動では、移動手段として多くの人が車を利用することが想定される。ただし、大雨や洪水などの災害が発生した場合、車を使った移動は、通常は使えるルートが使えなくなる等の制約を受ける可能性があることを認識する必要がある。また、住民が自主的に避難する場合にも、正しい情報伝達やそれを受けて適切な判断が求められる。そのためにも、避難行動の避難計画を自治体や住民と一緒に作成し、それを使った日頃からの訓練が重要である。

胆振東部地震では、災害関連死がわずか3人だった。この低い数字の背景には、避難所を快適な環境にすることに各機関が取り組んだ成果である。しかし、避難所での生活の質を上げることは困難が伴うため、住民やコミュニティで訓練を行い、自分たちでできることを増やすことが重要である。また、避難時には暑さや寒さ、環境の変化、虫害などの問題が発生するため、葉や必需品を持参することが必要である。避難所の環境を考える上では、トイレ、食事、寝床についての対策が重要である。食事については、夏場の食中毒対策を考慮し、普段に近い食事を提供することが理想的である。さらに、寝る場所についても考慮し、必要に応じて寝具を提供する必要がある。

災害に対する想像力を高め、共同体として住民の安全と健康を守る仕組みを構築することが重要である。



松尾座長



根本アドバイザー



講演会場

## 4. 連絡事項・閉会

事務局から「1月31日から3日間にわたり『タイムライン防災・カンファレンス2022in東京』が板橋区・足立区で開催され、その場で網走開発建設部と北見市から訓練の実施状況について事例紹介する。公開シンポジウムは、オンライン配信されるので、是非視聴していただきたい。」と連絡し、第11回検討会は閉会となりました。

## ⑦ オホーツク管内圏域水害タイムライン

# オホーツク管内圏域水害タイムライン

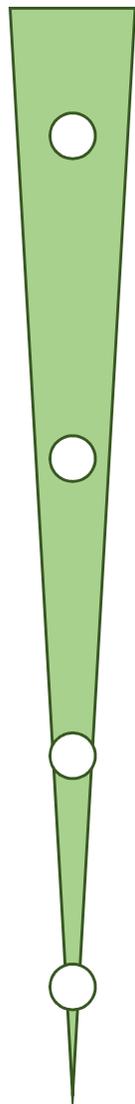
## 1. 目的

- 圏域（流域）タイムラインは、「河川管理者（国、道）」、「気象台」、「振興局」と「自治体」との関係性を整理・見える化し、関係機関と共有する。
- さらに、河川情報や気象情報の提供やこれを受けた市町村による避難情報の発令あるいは個別地区の地域・地区の住民避難に繋げるため、圏域（流域）タイムラインと各種タイムライン（市町村タイムライン、コミュニティタイムラインなど）が階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることを目指す。
- なお、圏域（流域）タイムラインは、個々の河川（流域）毎に作成するのではなく、オホーツク管内全体で作成し地域の状況を俯瞰できるものとする。

## 2. 圏域タイムラインの主な記載内容

- WEB会議ツールを使用した危機感の共有
- 各機関から発信する情報
- 圏域内の自治体等への助言や情報共有

空間スケールの  
大きさ



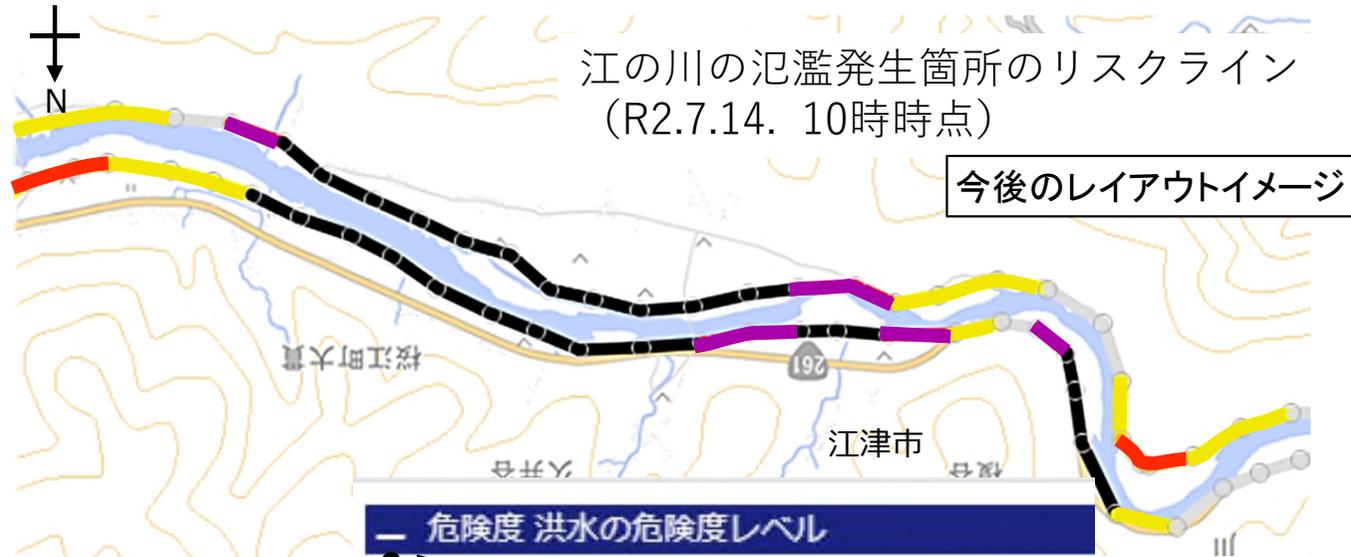
名称	位置づけ	主な使用者
<b>圏域(流域) タイムライン</b>	圏域(流域)全体を捉えた『広域支援』および『意思決定支援』のためのタイムライン (個々のTLを運用するのではなく、統合的に運用することで効率化を図る)	自治体 河川管理者 道路管理者 気象台 北海道 等
自治体 (多機関連携) タイムライン	対象自治体に着目し、住民等の命を守るために『意思決定』および『避難行動支援』を行うためのタイムライン	自治体・自治区 消防署・消防団 警察署 福祉機関 等
コミュニティ タイムライン	対象地区に着目し、地区住民等の命を守るための『共助に基づく防災行動』を行うためのタイムライン	(自治体) 町内会 自主防災組織 消防団 等
家族や個人の タイムライン (マイタイムライン等)	個人や家庭に着目し、自らの命を守るための『自助に基づく避難行動』を行うためのタイムライン	家族 個人 等

**【参考】 河川の水位情報の入手方法**

・国管理の洪水予報河川等の洪水の危険度分布（水害リスクライン）は、  
箇所毎の危険度をきめ細かく把握可能。  
 市町村は、予測水位も閲覧可能（ID・Passwordが必要なHP）。避難情報の発令判断に資する。  
 （一般には、現況の危険度のみを公表）（適宜、河川事務所長の助言を求めて欲しい）



実際の河川の状況



■市町村限定HP  
 URL: <https://frlg.river.go.jp/>  
 ID : Hkd\_@@@@@  
 Pass: @@@@@

市町村毎にID・PWに修正

- 危険度 洪水の危険度レベル
- N 越水・溢水の恐れあり(警戒レベル5相当)
  - N 氾濫危険水位超過相当(警戒レベル4相当)
  - N 避難判断水位超過相当(警戒レベル3相当)
  - N 氾濫注意水位超過(警戒レベル2相当)
  - N 上記に達していない

■水害リスクライン：  
 ・縦断的な水位(水面形)を左右岸それぞれ200m毎に計算により推定。箇所毎の危険度をきめ細かく把握可能。  
 ・洪水の危険度として、推定の水位の堤防高さの超過(越水)が想定される箇所等を黒色(L 5相当)等に表示。  
 ・対象：国管理河川の洪水予報河川 (R 2 から提供)

URL: <https://frlg.river.go.jp/>

**水害リスクライン**

観測日時 2021/05/03 09:20

地図 | 石狩川水系 | 石狩川、支戸川、当別...

**豊平川 5.60 左岸堤堤**

破堤時間	被災人口	被災世帯	被災建物
最大値	74,544	28,031	28,031
破堤1時間後	367	130	130
破堤3時間後	6,420	2,318	2,318
破堤6時間後	24,752	9,084	9,084
破堤12時間後	34,018	12,617	12,617

**浸水地区(最大値)**

- 北海道札幌市北区篠路二条二丁目
- 北海道札幌市北区篠路二条三丁目
- 北海道札幌市北区篠路二条五丁目
- 北海道札幌市北区篠路二条六丁目
- 北海道札幌市北区篠路三条九丁目

**水害リスクライン**

水位観測所名	届中	0.0 mm/h	1.0 mm/h	2.0 mm/h	3.0 mm/h	4.0 mm/h	5.0 mm/h	6.0 mm/h	7.0 mm/h	8.0 mm/h	9.0 mm/h	10.0 mm/h
石狩右岸水位(m)	8.7											
岩路中流水位(m)	7.5											
札幌注水水位(m)	7.4											
水防団待機水位(m)	5.4											
ゲート点高(標準m)	0											

表示モード:  読み値表示  標高表示

**水害リスクライン**

CCTVカメラ - 豊平川雁来水位観測所

現況カメラ | 平常時

石狩川水系豊平川沿岸1.1k

北海道札幌市白石区米里 雁来水位観測所

※市町村毎のID,PWあり

＜得られる情報＞

・水位上昇により危険な箇所が一目でわかる。

6時間先までの予測水位を閲覧可能

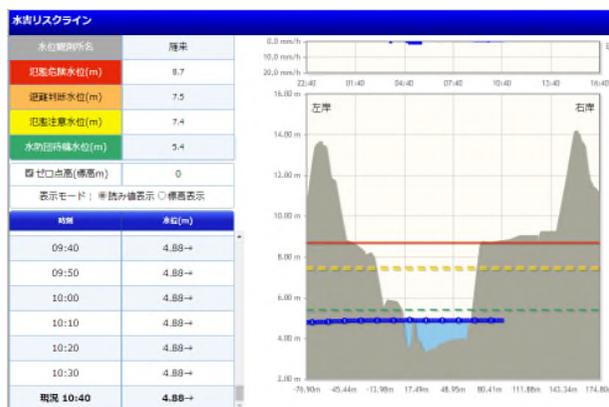
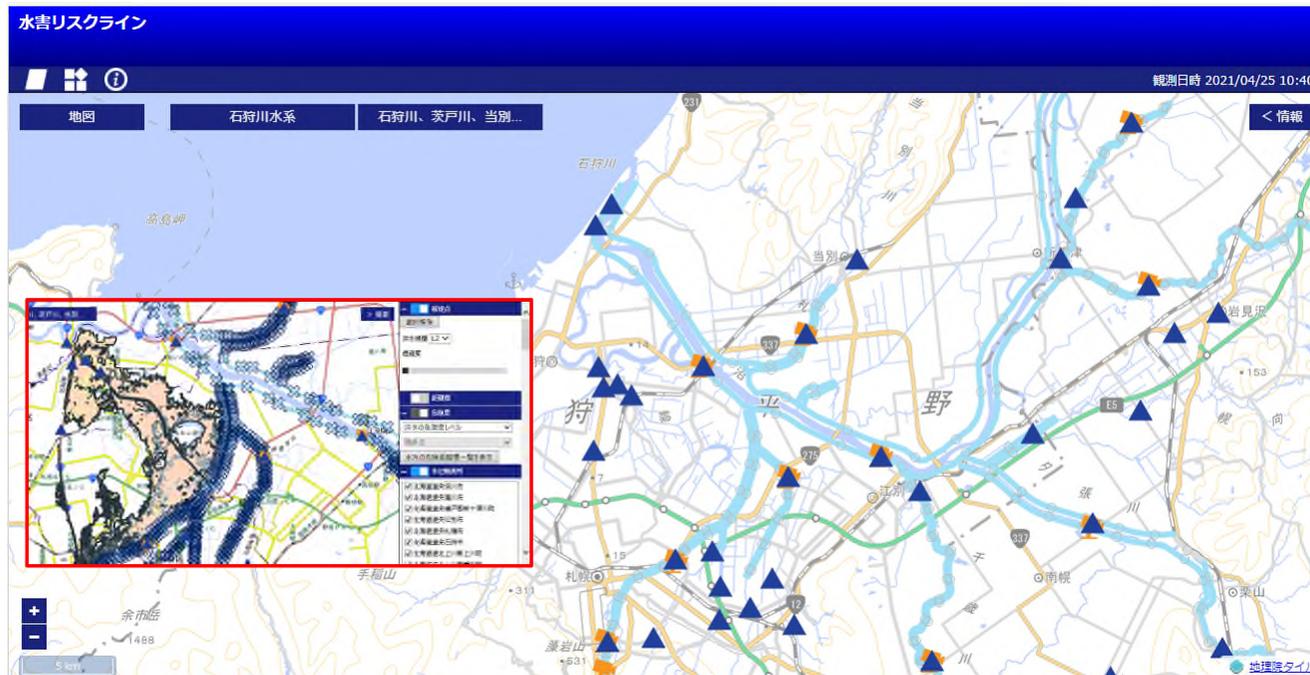
・河川監視カメラの画像が閲覧可能。

・決壊した場合の浸水想定・被害額が閲覧可能

＜活用例＞

・水位危険度が高い箇所を、効率的に探すことが可能。

URL: <https://frl.river.go.jp/>



※スマートフォンでも閲覧可能

＜得られる情報＞

・水位上昇により危険な箇所が一目でわかる。

予測は無し

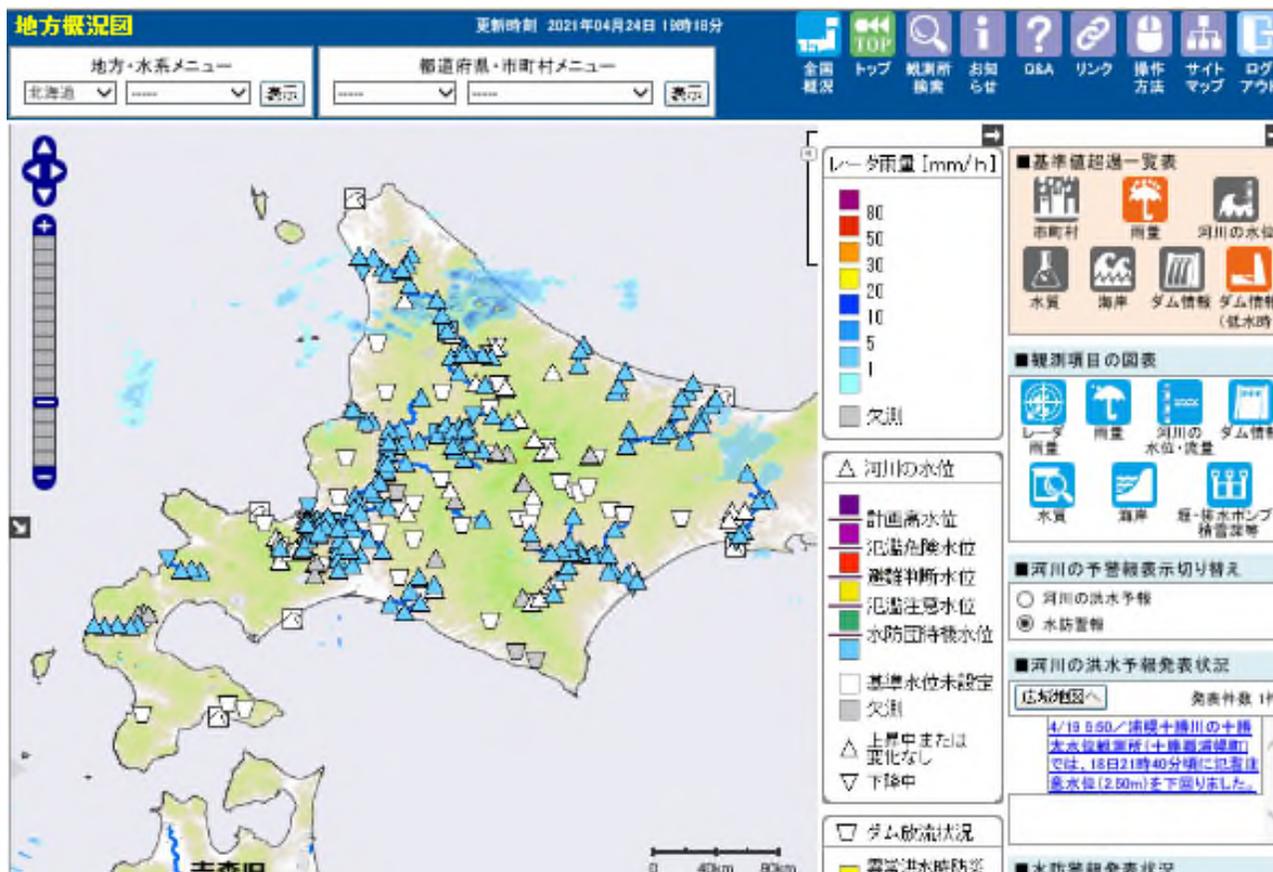
・河川監視カメラの画像が閲覧可能。  
・決壊した場合の浸水想定が閲覧可能

＜活用例＞

・水位危険度が高い箇所を、効率的に探すことが可能。

※6時間先水位予測は、別URLで閲覧可能。市町村・JR・気象台のみ別途IDを配布している。

URL : <https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do>



※市町村毎のID,PWあり

＜得られる情報＞

- ・河川水位の監視  
**予測水位無し**
- ・レーダ雨量の監視  
**6時間先までの予測降雨**
- ・洪水予警報等発表状況

＜活用例＞

・情報量は「統一河川情報システム」より劣るが、スマートフォンからも閲覧可能。

・一般向け「川の防災情報」が住民をメインに改良されたため、河川管理者は市町村向けの方が活用しやすい。

URL: <https://www.river.go.jp/index>



※Edgeで閲覧  
※スマートフォンでも閲覧可能

<得られる情報>

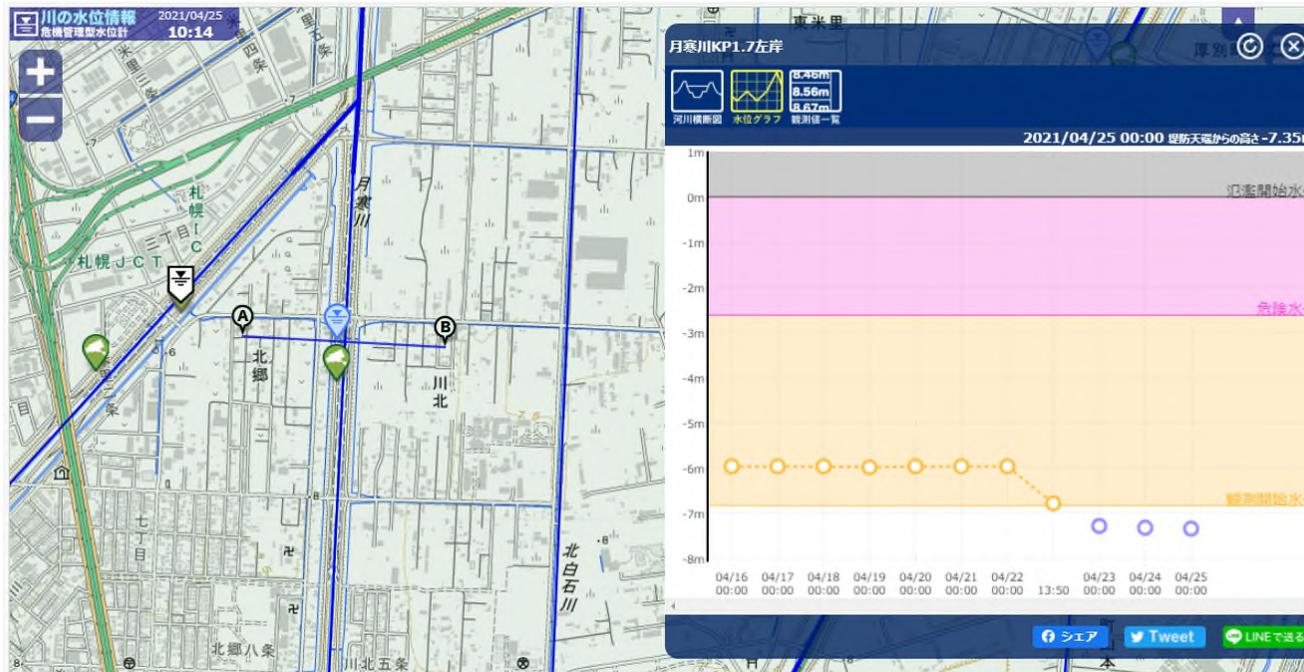
- ・河川水位の監視  
**危機管理型水位計の水位も確認**
- ・レーダ雨量の監視  
**予測降雨無し**
- ・洪水予警報等発表状況

<活用例>

- ・自宅・移動中等でも、スマートフォンから閲覧可能。
- ・令和3年3月にリニューアル(個人向け利用に特化)



URL : <https://k.river.go.jp/>



※Edgeで閲覧  
 ※スマートフォンでも閲覧可能

＜得られる情報＞

- ・河川水位の監視
- ・危機管理型水位計の水位
- ・簡易型河川監視カメラの映像も確認できる。
- ・予測水位無し

＜活用例＞

- ・危機管理型水位計の観測開始、危険水位・氾濫開始水位を超過すると、地図が着色されるため、効率的に危険な箇所を探ることが可能。



観測値一覧

月寒川KP1.7左岸

凡例を非表示にする

氾濫開始 0.00m 堤防天端高から -7.35m 危険水位 -2.62m

観測日時	堤防までの高さ
2021/04/25 00:00	堤防までの高さ -7.35m
2021/04/24 00:00	堤防までの高さ -7.33m
2021/04/23 00:00	堤防までの高さ -7.29m
2021/04/22 13:50	堤防までの高さ -6.79m
2021/04/21 00:00	堤防までの高さ -5.97m
2021/04/20 00:00	堤防までの高さ -5.97m
2021/04/19 00:00	堤防までの高さ -5.99m

- ・令和3年4月から川の防災情報にも危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラも閲覧可能。

# 今後のスケジュール（案）

令和5年 7月20日  
第9回網走川ほか・第9回常呂川減災対策協議会



令和6年 2~3月頃  
第12回網走川ほか・第13回常呂川減災対策協議会  
幹事会



令和6年台風シーズン前に  
第10回網走川ほか・第10回常呂川減災対策協議会